
令和6年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和6年12月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和6年12月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 高木 亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可をいたします。13番、熊懐和明議員の発言を許可をいたします。

13番、熊懐和明議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 皆さん、おはようございます。13番、熊懐でございます。権藤新市長には、初めての質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、通告書に従い、質問をさせていただきます。

1点目、道の駅の安全・安心についてお伺いします。

道の駅の安全面については、3年、5年前より質問をしております。果樹の繁忙期などには、お客様や出荷者の皆さんたちの車で大変混雑をしております。最近もお客様の利用は増える一方のように思えますので、少しでも混雑解消になればと思い、3点についてお伺いします。

（1）道の駅舎前の駐車場について。安全に車のドアの開閉ができるよう、駐車スペースを広げられないか。

(2) 道の駅東側駐車場から出入りができるようになり、お客様や出荷者、周辺住民等の利用が多く混雑しており危険なので、安全対策が必要ではないか。

(3) 防災道の駅駐車場、百堂坂交差点間の道路は拡張されたが、この交差点を經由して道の駅への車の出入りが可能になるのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。

ただいま熊懷議員から、道の駅の安心・安全について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目の、道の駅の駐車場のスペースについての御質問でございますが、御承知のとおり、道の駅うきはは、年間を通じて多くの皆様に御来場をいただいております。現状の駐車場の駐車スペースにつきましては、国土交通省の指針などで目安とされております幅、普通乗用車で2.5メートル、障害者の車椅子使用者用で3.5メートルと指針の中で示されており、道の駅うきはの駐車場については、このサイズに準じて整備をいたしておるところでございます。議員御指摘のとおり、1台当たりの駐車スペースを広く取ることで、ドアの開閉がしやすくなる、また、お買物の荷物等が積みやすくなるようなことは考えられると思っております。

一方で、議員の質問にもありましたとおり、多くのお客様でにぎわう道の駅でございますので、より多くの駐車台数を確保したいという考えもございます。そういった両面を考えまして、今後の有効な解決策については、研究をしてみたいというふうに考えております。

2点目の、道の駅東側の駐車場への進入対策についての御質問でございますが、議員御指摘の東側駐車場に関しましては、出入口付近に現在、複数のカーブミラーを設置して、安全対策を図っているところでございます。また、昨年度に、うきはの里株式会社が東側駐車場の舗装工事を行っておりますが、その際に併せて夜間照明、また、防犯カメラの設置を行いまして、現在これを供用しておるところでございます。

御存じのとおり、昨年8月には道の駅に隣接したホテルが開業いたしまして、現在1年3か月が経過をいたしております。宿泊者、またホテル関係者、道の駅への来場者、出荷者が駐車場を御利用されているというふうに思っておりますが、うきはの里やホテル関係者へ確認をしたところ、現状において、御指摘をいただいております、出入口付近での危ないといったような報告、また、事故等の報告はあっていないということでございます。

したがいまして、当該箇所については、現在のカーブミラー等の安全対策を施しておりますが、それとはまた別の特別の対策というのは現状のところは考えておりませんが、安全対策につきましても、今後もですね、情報収集等を行いながら、随時検討いたしてみたいというふうに思っております。

3点目の、百堂坂交差点からの車の出入りについての御質問でございます。

道の駅うきはは、令和3年に福岡県内で唯一防災道の駅に指定をされ、現在、国の直轄区域である道の駅の西側第3駐車場になりますが、この周辺で、現在、国土交通省による防災倉庫の建設が進められております。防災倉庫が完成いたしますと、大規模な災害が発生した際に、自衛隊や警察などの救援・復旧活動の拠点になったり、また、緊急支援物資の集積地として利用されることになっております。

議員御指摘の国道210号からの道の駅第3駐車場に至る市道についてでございますが、こちらはそうした防災道の駅の駐車場整備工事で工事用道路として使用するために、国土交通省福岡国道事務所のほうで、今年度、一部拡幅を行っていただいております。現在は工事が完了をしておりますので、この市道については、一般の利用者も出入りが可能となっているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） (1)について、再度お伺いします。

今は若い人たちの車は、お子さんを乗せるのにチャイルドシートを使っております。そのために車が大きくなっております。また、両隣に普通車が止めてあれば、軽トラックでも駐車するのに気を遣うくらい狭いです。また、店舗前の車両幅も狭く、バックで駐車しにくいこともあります。現在の駐車幅では、白線入れて2メートル50くらいです。ほかのスーパー、耳納の里の駐車幅は、両方の幅を入れて3メートル50あります。駐車幅にUの字の白の枠がついておりますから、ドアを開け閉するスペースがあり、安心して駐車ができるようになっております。

何が言いたいかといいますと、駐車スペースを今の2.5メートルから3.5メートルに広げると駐車するのにも楽で、子供の乗り降り時にドアを開閉するのにもスムーズにできるように駐車スペースを広げてもらいたいということで再度お願いしたいんですけど、国土交通省の駐車場に対しては、まず市ではどうもできないと思いますので、道の駅の店舗の前のは市の駐車場だけでも広げていただいたら、お客様も安心してくれるような状況になるのかなと思ひまして、再度お伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） 駐車スペースについて、再度御質問をいただきました。議員が御指摘のとおり、最近では普通自動車もかなりサイズが大きい車が増えてきているのも認識をいたしておりますし、軽自動車に関しましても、今は容積の大きな車が多くなってきたなという認識は持っているところでございます。

また、御指摘をいただいておりますように、お子様連れの皆様の御利用等に関しては、少しドアをゆっくり開けられるようなスペースがあればいいのではないかというのは、私も子供を育てる親で

ございますので、思いは通ずるところがございます。

また一方で、先ほど申し上げましたとおり、大変特にこの秋の時期を中心に駐車場内が混雑をして、一台でも多く止められればというところも道の駅側としても思っているところでございます。そういったところも含めまして、検討してまいりたいというふうに思っております。

御指摘の、市の部分ということで、店舗の前くらいになろうかと思いますが、そういった部分につきましては、議員の皆様も御承知のとおり、現在、前回の9月補正予算でお認めをいただいて、道の駅総合ターミナルのほうの改修事業が始まろうといたしております。こういったタイミング等にも合わせながら、この線の引替えとか、駐車場スペースについては、また道の駅とも協議をしながら、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

幅につきましては、2.5から3.5は理想なんですけど3.5を取りますとかなり駐車台数が減ることも予想されますので、この辺りは、また道の駅とも十分に検討させていただいて、今よりも広いスペースが取ればいいなという思いはございますので、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） いろいろ考えていただいて、配慮していただきたいと思っております。

次に、（2）さっきも出ていました、お客様が出荷者の車が東側の駐車場より出入りをしております。そこを左へ曲がれば、きふね、土屋集落方面へ下っていきます。急な坂を。集落の人からは、車の通りが多くなり、困っているという声も出ております。

また、東の方向へ出ていけば、今、福岡県森連木材市場の方向に行ける狭い道路が現在あります。その狭い道路を利用している方も最近増えております。このままの状態では、なかなか東へ出る人たちの車が多くなっておりますので、集落また木材市場のほうへ行く人たちの、狭いですからね、離合場所もない。ですから、なかなか危険な状態にあると私は思っておりますので、集落のほうは急な坂になっておりますので、きふねのほうは、前も言いましたけど、費用がかかるのでできないということをおっしゃっていただきました。ですから東のほうへ県森連、高尾牧場のほうへ離合場所等が拡張工事をしていただければスムーズにお客さんの出入りが、また、出荷者の皆さんの出入りがしやすくなるのかなと思っております、要望いたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 東側駐車場の東側の出口について、今、要望も含めて議員のほうから御意見、御指摘等をいただきました。出口のほうが大きく3つの方向に出られるということで、右に曲がりますと国道210号線のほうに出る、まっすぐ抜けますと、今おっしゃられておりました木材市場や高尾牧場のほうに抜けるという道、また、左側に曲がりますと下り坂を抜けていく道ということで、どの道も狭い市道ということは認識をいたしております。

その中で、道の駅も今後、様々この交通対策を考えていく中で、出入口と申しまししょうか、そういうところについて、より交通流入がスムーズに行くような形を整えていかなければならないというふうに考えております。これまでは、おおむね1か所の国道に接する出入口がメインであったんですが、やはり幾つかの出入口をつくることで流入・流出をスムーズにしていくというようなことも少し考えていかなければならないというふうに思ってますし、そういった中で、出入りが多いというところに関しては、しっかりと対応を考えていかなければならないというふうに思っております。

御指摘の道路は全て市道になりますので、様々地域の皆さんとの声を伺いながら、必要であれば、そういった拡幅の工事も行っていく必要があるかと思っておりますが、現状については、まずは東側の出口に関しては、右に曲がって国道に抜けられる車の数のほうが圧倒的に多いと思われまますので、右のほうに出て国道に出られるというようなところを少し誘導すべきかなというふうに思っておりますし、現地の声をしっかりと聞いて対策を立てさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 今お伺いしよって、東の出入口から私も課長と話したことがあるんですけど、右側国道に出るのがつかえて仕方なからうということで、いや、つかえてないんですよ。いろいろあと調べて聞いてみたら、やっぱり集落のほうへほとんどの人が下っていきよると。だから地元の人が今大変迷惑しております。出荷者の人たちでしょうね、道を知っているのは、県森連のほうから来ております。市長が言うように、国道のほうに誘導してもらえばありがたいんですけど、右に曲がっても、7台、8台で多分もうつかえるでしょうと思っておりますので、早急にどうこう言ってもですね、予算も計画もありましようから、一応そこんところは考えの1つに入れていただきたいということでお願いして、このことの質問は終わります。

そして、(3)です。防災道の駅出入口第3駐車場ですか、入口拡張工事のとき、今年の初めになりますが、国土交通省の職員さんには現場でお会いしましたので、百堂坂交差点より車の出入りが第3駐車場のほうにできるようになれば、さっきも言いましたが、道の駅への出入りする車等の混雑が少しでも解消されるんじゃないかと思いましたのでお聞きしておりますので、このことを1つお伺いします。

実は、国道の百堂坂交差点から210号バイパスへ右折するカーブは、今も危険な急なカーブがあります。もう5年、7年前になりますが、コンテナを積んだトレーラーが右折で横転しております。ちょうど通学時でなくてよかったんですけど、ここはさっきも言いました、通学路でもあるために安全に緩やかに曲がれるよう改良していただきたいという要望は、何度も国土交通省さんにはお願いしておりました。そこで、交差点を改良することで、バイパスへ曲がる利用者は助かり、事故も減ると思っておりますので、これは要望しておりましたが、そのときに言わっしゃった

ことが、予算を伴う問題ですから、それに田主丸から、久留米のほうへのバイパスの延伸工事等を考えておりますので、それがどうなるか分かりませんということは聞いておりました。その後、市とかに状況等入っているのか、言える範囲でいいのですが、よければ2点について伺いたしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 3点目の、百堂坂交差点に係る御質問等をいただいたところでございます。

2点ということで議員のほうからございましたが、関連しますので、まとめてお答えをしたいというふうに思いますが、議員御指摘のとおり、今、百堂坂交差点というのが少し形状がいびつな形になっております。もともとの国道210号線に取り付くような形でバイパスがくっついております。ですので、バイパスのほうに曲がる車が、今、議員御指摘のとおり、日田方面から来る車が右折して曲がろうとすると、下り坂な上に非常に急な右へのカーブになっているということで、御指摘のような事故も過去に起きたというふうに認識をいたしております。

今、特に外部からお越しになられる皆さんの車の流れを見ておりますと、もともとの旧210号線ですね、本線に向かうよりもバイパスのほうに抜ける車が多いというふうにも認識をいたしております。そういったところも含めまして、国土交通省、管轄は福岡国道事務所のほうになります。そういったところとも様々意見交換等も行い、また、議員もそうして現場のほうで国交省の職員の皆さんとの意見交換等も行っていただいたそういった結果だとは思いますが、現在この百堂坂交差点につきましては、交差点の形状を改良しようということで、まさに今年度なんです。測量設計の予算がついて、現在そういった測量等を行う準備をいたしておるところでございます。これは国の事業ですので、国道事務所のほうが行っているということでございます。その測量や設計等にもよりますが、恐らくですが、現状の本線がメインではなくてバイパスがメイン、バイパスを走る方にはまっすぐというか、道なりに通っていただく形になって、今までの旧国道が取り付くような形になるのではないかとこのように思っております。そうなることで、今、御議員が御指摘いただいたような課題も少し解決できるのではないかとこのように思っております。

あわせて、議員から今回御質問で御指摘をいただいている市道がございます。今、拡幅をして第3駐車場に入れる市道ですが、これが今現状、百堂坂の交差点から少し日田寄りのほうにずれておりますので、信号のある交差点から直接入れる形になっておりません。これもまた非常に不便です。議員地元ですので御承知のとおり、あの交差点にはもう少しずれたところに、山側のほうから入ってくる細い市道もございます。ですので、交差点を改良するに当たっては、国土交通省福岡国道事務所の皆さんにも様々意見交換を行いながら、そうした2本の市道について

も、この交差点にうまく取り付くような形で整備をいただけるように、今後、国としっかり調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） ちょいちょいは市長と建設課の課長さんがいろいろ動いて、陳情していただいておりますので、そのおかげだと思い、皆さんいろいろ評価していただくことだと思っております。

では、次の2点目、鳥獣被害防止総合対策についてお伺いします。

福岡県農林水産部鳥獣対策係に頂いた資料では、令和6年度版の鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する被害防止計画に基づく農林水産業等に被害を及ぼす「1 鳥獣の捕獲等」、「2 被害防除」、「3 生息環境管理等の取組」を総合的に支援しますとありますので、（1）有害鳥獣の捕獲、地域の人材確保、育成や研究等課題となっている今後に備えて対策を進めてもらいたい。また、捕獲機材の導入、捕獲活動費等を含め、上乗せ支援が必要ではないかと思えます。

（2）ICT等の新技術を活用した効果的な被害対策の推進についてお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） 鳥獣被害防止対策について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、鳥獣被害防止対策の課題と対策支援について、また2点目の、ICTなどを活用しました効率的な被害対策については関連がございますので、併せて回答をさせていただきます。

うきは市の農業において、特に中山間地域では、野生鳥獣による農作物被害は深刻な問題であり、議員がおっしゃるとおり、鳥獣被害防止対策は喫緊の課題であると私自身も認識をいたしております。

まず、捕獲人材の確保といたしまして、山麓部から山間部の自治協議会を中心に、地域の方々自ら捕獲をしていただく地域活動隊、こちらの体制支援を推進いたしております。現時点で7自治協議会、山麓部山間部にございますが、そのうち6自治協議会でこの地域活動隊が整備をされております。また、狩猟免許取得に対する一部助成を行っており、令和5年度では3件、今年度では1件の申請をいただいております。

捕獲機材につきましては、箱わなを有害鳥獣駆除班や地域活動隊に貸出しを行っております。それとともに、くくりわなやその他の捕獲機材の購入支援といたしましては、うきは市農業振興事業費補助金を活用していただいております。捕獲活動費につきましては、有害鳥獣駆除班並びに地域活動隊に委託費をお支払いし、捕獲活動の支援をいたしております。また、令和2年度からは、イノシシ、鹿の捕獲報償費として国の交付金、こちらのほうに1頭3,500円上乗せをしております。また、今年度からでございますが、小動物、こちらに関しまし

ても、国の交付金に1頭当たりプラス1,000円の上乗せ支援を行っているところでございます。これらの支援につきましては、今後も継続、強化をしてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、議員から御指摘いただいておりますように、狩猟者の育成・確保や農作物の被害軽減のために、猟友会、有害鳥獣駆除班、地域活動隊、農業者、こうした皆さんとともに一丸となって対応していきたいというふうに考えております。特に、うきは市全体の山麓山間部のそうした皆さんの足並みをしっかりとそろえて連携が取れる取組や、ルールづくりが大変重要であるというふうに認識をいたしております。ひとところではしっかりと捕れているが、ひとところでは捕れていないとか、体制がばらばらであるとか、そういうことになりますと、山の山麓部山間部はつながっておりますので、獣害が点在をしたり、1か所に顕在をしたりということが考えられると思っております。そういったことがないように山麓部山間部足並みをそろえた、しっかりとした連携の取れる鳥獣害対策、有害獣害対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、ICTにつきましては、有害鳥獣駆除班や地域活動隊の方々で、既に捕獲活動に活用されておられる方もいらっしゃいます。そういった皆さんの活動等も参考にしながら効率的に捕獲を実施していくため、今後、市としても積極的にICTの導入など検討していき、捕獲頭数の増加に努めていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 捕獲上乗せ支援3,500円あるのは、もう3年、4年前、高木市長のときに森林譲与税を使ってできないかということをご出してもらっております。6年度から特別交付税で出していると聞いております。なかなかですね、この3,500円もそのまんま3年、4年で、箱わな等の支援もそのまんま、研修費、経費とか支援も出ておりますので、こういうのもいろいろ関係者に知らせて進めていかないと、研修なんか行ってないんじゃないですか。いろいろ課長も持っているとしますので、この十幾つかの資料の中に、いろいろ出ております。これは、もう後でいろいろ出てきますので、このくらいにさせていただいて、また、特別交付税を6年度から変えて今していると聞いておりますが、特別交付税は8割が返ってきますから、20%は出さんといかんですけど、そこにきて80%も返ってくるとしたらですよ、今500頭捕っても3,500円で150万くらい出してるかな、そのくらいを5,000円、7,000円出しても——500頭で150万、1万円出しても500万、5,000円で250万、その8割は返ってくるんですからね、そこんには早く上乗せ支援は考えていただきたいと思いました。

そのことも今からちょっと話ししますが、御幸自治協議会有害鳥獣駆除地域活動隊の有害駆

除の現状について、流川の人より書面でいただいておりますので、ちょっとこのことを紹介させていただきます。4つについてに分かれているようでございます。

1つ目は、受信機を使って反応で行っているということ。有害駆除の現状について、現在、流川中山間ではイノシシ被害等により、基幹産業である農業が危機的状況である。そのため、流川中山間の役員8名は狩猟免許を取得し、うきは市有害駆除御幸地区活動隊として箱わなを15個、15か所設置し、餌をやり、イノシシ等がかかった場合に、分かるように箱わなの扉が閉じた場合に受信機に反応があるように箱わなに発信器を設置しました。これが1つですね。

それにより流川中山間では、令和5年度、イノシシ35頭、アナグマ4頭、アライグマ1頭、令和6年度8月末現在で、イノシシ23頭、アナグマ2頭、アライグマ1頭を確保している現状ですということ。もう一つが、殺処分のことのように。しかし、イノシシ等を殺処分するには誰でもできるものではなく、全てイノシシ等がかかった状態で熊谷さんにグループLINEで連絡を取り、処理をお願いしている現状です。御幸地区活動隊として早く処分できる現状にしたいのですが、簡単には習得できないので、今後お願いすることとなると思います。

もう一つが、そのため、熊谷さんの活動もかなり経費がかかっていると思いますし、今後、後継者を育てる意味でも、有害駆除、アナグマ、アライグマ等の小動物を含む——に対する1頭当たりの補助金を現状から相当の額の引上げをお願いしたいと要望が出されております。

また、果樹生産者の皆さんたちも、自分たちでどうにかしないと、このままでは5年後は生産者は半分にまで減っていくのではないかなど心配され、流川の住民や果樹生産者の皆さんたちが鳥獣被害を減らすために今、立ち上がっております。果樹生産者の人たちが言われるように、流川中山間ではイノシシ被害等により、基幹産業である農業が危機的状況であると。私もここまで鳥獣被害が多く出ていることに驚いております。なかなか難しい質問ですけど、市長、このいろいろなことを聞いての思いをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、御幸自治協の地域活動隊の皆さんの切実な声も含めて、議員から御質問、御要望、御意見をいただいたところでございます。私も流川の皆さんの切実な声を議会とは別の機会です、お伺いをする機会がございましたので、今、議員から御指摘をいただいた内容については、十二分に理解をいたしておるところでございます。

まさに今、流川の皆さんや議員からも御指摘がございましたように、地域で地域活動隊としてしっかりと活動いただいてイノシシなどを捕獲していただいているのは本当にありがたいというふうに思っておりますし、そうした活動をしっかりと市としても支えていかなければならないというふうに思っております。

一方で、具体的に議員のほうからも御指摘がありましたように、その箱わなやくくりわなにか

かったイノシシや鹿、小動物等を最後に、いわゆる止め刺しという形で命を頂いて、そして処分をしていく、もしくは食肉等に加工していくなどのその部分の担える方がなかなかいないんだというようなことも認識をいたしております。議員御指摘のとおり、なかなかこの部分というのは、狩猟を何回も経験した方の中でも、一部の方しかできないような特殊な技術、経験が必要であるというふうに認識をしております。こういった方をいかに育てていくのか、また、今お名前が挙がっておられた方を含めた、現在できる方の技術や経験をいかに継承していくのか、そういったことについても市のほうとしてはしっかりと今後、取り組んでいかなければならないと思っております。

今現在、うきは市の地域おこし協力隊の中で、山村振興のプランナーをやっている協力隊員がいますが、この方が今年度で3年目で卒業されます。その方はそういった獣害対策にしっかりと取組をいただきながら、また、この各地域活動隊の皆さんとも連携を図っていただきながら、そういった止め刺し等の技術も習得をいたしております。こういった方々を今後もうきは市の中でできる形で、特に若い世代を中心に増やしていきたいというふうに思っておりますので、今後の取組がまた明確にお示しができるタイミングになりましたら、議員及び議会の皆様にもしっかりと御説明をし、こういった取組を積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あわせて、その止め刺しをした個体を処分する、もしくは加工する場所というのも、今うきは市内には持木のほうに1か所あるだけでございます。ここ1か所に今、うきは市内の全ての獣害の個体が集まっている現状、さらに言えば、朝倉や東峰村にはそういった施設がございませんので、他市からも集まってきているような状況で、パンクをしている状況だというふうに認識をいたしております。こういった部分の担い手もしっかりと担っていただけるような方の育成も必要だと思っておりますので、議員から御指摘のように、1頭当たりの処分の費用を少し増やして取り組んでいただく方の裾野を広げることも今後しっかりと検討していきますけども、あわせて、その1頭当たりの報償金を増やすことと別にですね、そういった最終的な処分に携わっていただく方を育成するところにお金を使ったり、もしくはそこで出る残渣が今課題になっております。そういった残渣の処分をどういうふうにしていくか、そこに対する支援、費用だとか、そういったことにもしっかりと内容を熟慮しながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 重複してすみません。捕獲支援のことは書かれておりましたので、ちょっともう一回説明します。現状の要望では、1が捕獲機材、捕獲活動費、経費、研修経費等の上乗せ支援の要望がありました。書面でもありましたように、1つ目が、受信機の設置、2つ目が、アライグマ、アナグマ等も多い、3つ目が、殺処分は誰でもできるものではなく、殺

処分できる人を育ててほしい、4つ目が、今後後継者を育てる意味でも、1頭当たりの補助金を現状から相当額の引上げをお願いしたいという、さっき今、市長が回答されましたので付け加えておきます。持木の1か所の処理場については後でお伺いします。残渣についても後でお伺いしたいと思います。

私、山春自治協議会でもお伺いしました。その中では、農林振興課から要請もあり、山春地区におきましても、農産物等の被害を少しでもなくすために今年の2月に活動隊を募集し、7名の協力者を得て、有害鳥獣駆除会を設立しております。その中で、やっぱり会長さんの話では、鹿は13年前より増え続けていると。もう久留米辺りまで行っているのではないかと。大野原、山春地区のほうに側溝とか辺りに罾をかけているのを見に行くと、鹿といつも会うと。もう非常に多くなっていると。まず、なんかなしびっくりするようになっています。資料も頂いておりますけど、鹿で1万頭以上、鹿で1,000頭以上と言いますが、それははるかに超えてるでしょうと。

私、友人からこの頃聞いたんですけど、道の駅のところにもイノシシが現れ、11月28日頃、防災無線で流していたでしょう。山春小学校は父兄に送迎をお願いしていたと。1週間くらい送迎してもらったのかな。山春トリムセンターで野球の練習しているところにもイノシシが出ております。山北に清水寺、お寺がありますね、そのところによその人がツーリングにバイク2台で来ておりました。そしたら鹿が突進してきて、びっくりして逃げたけど、今、鹿は追いかけてくるんですね。究真館高校の生徒さんがバイクで杷木のほうに帰るとき、帰り道で鹿が林のほうからバイク目がけて突進してきたと。こういうことが今、頻繁に起きているような気がしますので、なかなか安心して住めなくなるような感じがしております。

もう何ていいますか、フルーツの里、果樹のまちやと言われるようなふうになってきますよ。もう少し一生懸命に手を入れていかないとと思います。そこでまず、市に協議の場を持ってほしいと、関係者からですね、有害鳥獣駆除地域活動隊果樹生産者の人たちから、市との協議がないと。課長はもう何回か年してますと言ってましたけど、どういうことがやれるのか、支援があるのか分からないと。まずは市は流川の有害鳥獣駆除地域活動隊と協議の場を早く持っていただき、今後の対策を上乗せ支援含めてですよ、市長も議会も一緒になって取り組んでいかないと、さっき言いましたように、もうフルーツの里、果樹のまちは言えなくなるようなことになると思いますので、そのところを力入れて議会と一緒にですよ、市も市長をお願いしたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 地域活動隊の皆さんなどとの意見交換等が十分にできているかということも含めた御質問、御意見だったというふうに思います。

具体的な取組については、この後、農林振興課長に答弁をさせますが、私のほうから一言申し上げますと、私も含めて、しっかりと地域の皆さんの声は今後も聞いていきたいというふうに思っております。

また、課長からも説明があると思いますが、こうしたですね、うきは市の有害駆除の体制が分かりやすく示された1枚物の紙ですね、どういった支援が受けれるかとか、どういう仕組みになっているかというようなものについては、各自治協の皆さんでありますとか、この駆除班の皆さん、活動隊の皆さん等には農林振興課のほうからしっかりとお示しをしているところでございますので、御指摘のあった支援にどういったものがあるかとか、様々な日常的な相談とかの体制については、今後もしっかりと原課のほうで対応できるように指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

各組織への支援等そういった協議の場というところで御質問いただいたと思います。組織のほうで最初の市長からの回答の中で、6つ、山麓部山間部、組織のほうで立ち上がっております。実際に組織が立ち上がって、それぞれ令和2年から立ち上がって活動いただいておりますけれども、各組織でちょっと取組が強く取り組んでるところとですね、まだまだ取組がちょっと遅れるところとちょっと差があって、実際にきちっと定例でやるところに市のほうもですね、お話に行っているような状況でございます。ですから、ちょっとまだ組織の動きがですね、うまく取り切れてないところについてはですね、そこまで定例の協議の場というところがまだ足りてない部分もあろうかと思っております。

今後ですね、そういった最初の市長の答弁にありましたように、組織を今後、各組織の強化をしていくところも、力を入れていかなければならないと思っております。その強化できた組織間の連携もルールづくり等も含めてですね、今後、力を入れていかなければならないと思っております。ちょっと協議の場に行く部分が足りてない部分はあろうかと思っておりますけれども、各捕獲者の経験、スキルを上げていくことでその組織の強化、組織間の連携、こういったところはですね、国の交付金等も活用しながらですね、今後、前向きに捕獲者からの要望等も踏まえてですね、そういった交付金等も活用しながら、力を入れていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 対応をよろしく申し上げます。研修支援等もあればよろしく申し上げます。

さっき市長が言われましたように、妹川にあるウキナナですかね、ジビエ処理場、ここは今1人でされているので、処理が間に合っていないと。ですから条件が厳しくなり、小さいのとか、

いろいろ条件で断られるところが多く、捕獲して処理が難しくなったということを聞いております。

まず妹川のジビエ処理場をどうしていくのかと対策について、なかなかお伺いしても難しいんでしょうけど、ここはやっぱりジビエ処理を1人増やしてどうかしていかないと、いくら取ってもなかなか焼却施設を造るのか、埋設処理をするには、手で掘って埋めるのには機械でないと無理ですという言葉も聞いておりますので、そここのところの考えが何かあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 解体処理施設も含めた対応について御質問いただきました。まさに議員が御指摘のとおりで、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、これだけたくさん獣がいて、そして取っていただく方もこれくらい増えてきて、しっかりやっていただいているのはありがたいんですが、出口が1個しかなくて、こんな状態になっているのが、まさに今のうきは市の有害鳥獣駆除の現状でございます。

この入り口をいかに大きくしていくかという出口をですね、大きくしていくかが課題であるという認識を持っておりますので、今、議員が御指摘になりましたウキナナさんについても、ウキナナさんの経営の方とも様々原課のほうで協議をしながら対応策を考えております。その中で、1つ今、議員の御指摘にもありましたように、この残渣の処理が非常に課題になっておりますので、議員から幾つか御指摘いただきました、焼却したり埋設したり、あとは残渣を処理いただける業者さんに産廃として出したりというような幾つか方法があるんですが、その中で、市としてどういう支援、補助ができるのかというところを今、原課と一緒に考えているところでございます。事業者さんにも極力負担がかからない、そして有効に活用できる、そして先ほど申し上げた、この出口が広がる、そういったことが有効な方法をこの3つプラスアルファくらいの中から選定をして、そこにしっかりとした補助を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） お願いしておきます。

ちょっとこれ、ここで言うていいか分からんけど、私のところへ電話があつてですね、筑前町と朝倉市、東峰村、3市町村の方が、市長、村長さんが服部知事に要望に出向いているじゃないかと、市はどうしているのかという私に電話がありましたから、そこは分かりませんと言うしかなかった。そういう答弁で回答しておりました。お前が行けいうわけでも、私たちは行かれせんから、そここのところをちょっと気に留めていただきたいと思います。

それと最後になりますが、(2)のICTのことです。これはもう要望ですね。生息被害状況等調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握、各地域の個別の

被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能になると。わなによる捕獲活動監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象選択後に捕獲を実施する、わなの見回りの回数の低減や、錯誤捕獲の防止になる効率的な捕獲活動が可能になるということで、ぜひ被害対策のためにも新技術、ICT機器の実証導入をお願いしたいという要望で質問を終わります。何かあれば。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 最後に御要望いただきましたが、議員御指摘のとおり、まさに今ICTを活用して省力化ですね、人の数を減らしていろいろできるようなという取組がしっかりなされております。センサーですね、わながかかったという連絡がいくのもその1つだと思いますが、今後はカメラの設置でありますとか、ドローンを活用した技術もありますので、そういったことで、少ない人数で効率的にかかっているわなの対応ができるように支援を進めてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） これで、13番、熊懐和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分から行います。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開いたします。

次に、9番、岩淵和明議員の発言を許可をいたします。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 9番、岩淵和明です。一般質問の許可をいただきましたので、させていただきますと思います。

今回の一般質問については、国民健康保険税の引下げということで、この間、9月の議会でも少し今後の県の運営する国保運営協議会の在り方等についても少し質問させていただきましたけれども、改めて、引下げができないかどうかということも求めたいと思って質問させていただきます。

その在り方について、ちょっと細かい点になるかと思いますが、質問させていただきます。令和6年10月31日、厚生省第184回社会保障審議会保険部会において、令和7年度、来年度になりますけれども、国民健康保険税の賦課限度額の引上げが了承されたということがあります。現在の106万円から3万円引き上げて109万円にするということが了承されたというものであります。4年連続となる引上げになる。具体的な引上げ額は、それぞれの市町村で決めることになりますけれども、うきは市は保険税としていることから、うきは市国民健康保険税条例の改正ということで、専決処分として取扱いを行ってきております。そこで、うきは市の問

題や課題について、先ほども言いましたけども、引下げとの関連も含めて質問をさせていただこうと思っております。

1点目についてですけれども、国保税の上限額は国が設定するが、うきは市の国保税額では、国の年収想定金額より低い年収で上限額に達する状況が継続しているという認識があります。医療分所得割の引下げを行うよう、改めて税率の見直しが必要と考えますので、以下の2点について、具体的な所見をお伺いしたいと思います。

1点目は、うきは市国保税の限度額の在り方について、被用者保険で法定されている基準である賦課限度額超過世帯割合が全体の0.5から1.5%の間となることを参考に、うきは市国保税の税率及び税額を見直し、医療分所得割の引下げを求めたいと思っております。

2点目は、地方税法では応能割と応益割の割合が、原則50対50とする旨の規定が設けられていますけれども、市町村の事情で任意に設定することも可能とされております。応能負担と応益負担との比率についても負担の見直しが必要と考えております。ついては、福岡県が示している標準保険税率との比較、精査を行うよう求めたいと思っております。

2つ目は、税の引下げばかりを言っても仕方ないというか、問題があるだろうと思っておりますので、国保事業の1人当たりの医療費については、これは例えばということですが、平成26年と令和5年の比較をすると、1人当たりの医療費というのは132%ほど上がっております。その内訳については、費用額が93.1%に減少しております。保険者負担も93.7%総額として減っているということですね。被保険者負担の割合でも99.4%、僅かですけれども減少している。しかし、1人当たり、あるいは1日当たりの費用額は大幅に増えている。この原因は、被保険者が30%減少しているものが原因であります。受診率が変わらないということもありますので、そういう点が上昇している理由だというふうに考えております。そういう意味では、この医療費の引下げについて、国保運営協議会に対して医療費抑制策についての諮問を行う考えはないかを大きく2点お尋ねをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、国民健康保険税の引下げについて、大きく2点の御要望と御質問等をいただいたというふうに認識をしております。

1点目の、医療分所得割の引下げが必要ではないかという御質問についてでございますが、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まる予定でございます。それに併せまして、令和7年度中に令和8年度国保税率の改定に向けた協議を行う予定といたしております。国保税率改定に当たりましては、県が進める保険料水準の統一に向けた取組を注視しながら、年々減少する被保険者数、医療の高度化等により増え続ける、議員御指摘の1人当たりの医療費の増加、ま

た、新たに賦課徴収が始まる「子ども・子育て支援金」について、加えて、県が示す事業費納付金の算定資料や標準保険料など様々な要素を参考にしながら、今後この協議の中で進めていくことになるというふうに思っております。

議員御指摘の賦課限度額超過世帯割合でございますが、医療分が本市は2.79%と、1.5%を超える部分もございます。令和5年度決算で見ますと、医療分の県事業費納付金等は保険税収入や交付金等で充足をしておりますが、後期高齢者支援金分と介護納付金分は県事業費納付金が保険税収入等では不足している現状でございますので、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の割合の見直しも併せて行う必要がございます。

また、市の国保税の応能割と応益割の割合は55対45と現状ではなっております。50対50を原則としながらも、市町村の事情で任意に設定することが可能でございますので、低所得者の被保険者への過度な負担がかからないように、所得割、均等割、平等割の割合等については、今後しっかり検討していく必要があると考えております。

2点目の、国保運営協議会へ医療費抑制策の諮問を行う考えについての御質問でございますが、1人当たりの医療費が増えた要因といたしましては、医療技術の高度化、また、高額薬剤の保険適用等による単価の増加もございますが、被保険者数は減少するものの、前期高齢者の占める割合が平成26年度の34.5%から令和5年度は44.6%に増加するなど、高齢化の進展により受診が増えていることも考えられると思っております。

医療費の増加を抑制するために特定健診事業や訪問健康相談事業、レセプト点検、また後発医療品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業、第三者求償事業事務などを行いながら、医療費適正化に向けて、現在取り組んでいるところでございます。こうした医療費適正化への取組や決算状況等は、国民健康保険事業の運営に関する協議会へ毎年説明をして御意見をいただいているところでございます。今のところ諮問までは考えておりませんが、必要に応じてそのような検討もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 今、御答弁の中身は、改定に向けた検討を行っているというところで、特に医療費が2.7%という答弁でしたけれども、そういう議論を始めるというようなことになりますね。分かりました。

改めてこの質問をするに当たって、資料を皆さんのところにお配りしております。まず、国が限度額の改定に向けた議論をしている社会保障審議会保険部会の資料をお手元にお配りしておりますので御覧いただきたいと思っております。

ここには大きく3点書かれてまして、1つは、保険者保険料の負担は負担能力に応じた公平なものとする必要があるというのが基礎的事項ということの中に書かれております。

それから2つ目には、高齢化などによって被保険者の所得が十分に伸びていない状況において、中間所得層の被保険者の負担に配慮する——配慮という言葉になってますけども、高所得者層により多く負担いただくよう、保険税の設定を可能としているという。

それから第3に、低所得層の多い市町村は相対的に所得の低い世帯において限度額に達することがあることから、引上げについては市町村の意見を踏まえ、引上げ幅や時期を判断する必要がある。これは国の基準ですので、個々にそれを判断していいよという話でもなさそうな表現にはなっているというふうなことだと思っております。その上で、4年連続となる引上げの答申をして、これが内閣で決定をして、そして政令で公布されるというふうな手順になってくるんだらうと、例年いつもそういう流れになっております。

その上で、賦課限度額引上げ実施に当たって考慮することということで、資料3ページのところを見てもらうと、囲みの中に書いてあると思えますけども、丸ポツの2番目になりますけども、引上げの際に、以下の点を考慮した上で実施するというふうになっております。

具体的には被用者保険、いわゆる社会保険等に加入している方々のところの保険料、協会けんぽも当然そうなりますけども、そういった方々のこれは法令で定めている賦課限度額の割合について、1.5%に近づく段階的に引き上げるというふうになってまして、具体的には0.5%から1.5%に法定されているということになると思えます。

それから第2に、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金のそれぞれについて限度額超過世帯の割合の状況を確認して、そういう意味ではどういうふうに着しているのか、ばらつきがあるのかどうかを確認した上で設定しなければならないというふうになっております。

そういう意味では、この間、上限額を設定するに当たって、うきは市は専決事項としてこの間しております。そういう意味では、この引上げに際して、2月に毎年行われているうきは市の国保運営協議会に対して、保険者を精査した上での議論がされているかどうか、その辺については今までどうだったのかということ、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 詳細については、市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長、山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 例年2月の国保運営に関する協議会のほうには、諮問を報告をさせていただいています。今現在ですね、県下で保険料統一という流れが進んでおりますので、もう今、確かに全国で見たらその限度額のほうをですね、若干ずらすような市町村もございますが、福岡県に当たっては、もう例年当該年度から実施するような形でやっておりますので、そのような形で協議会のほうには報告をしております。協議会のほうでも、特段それに対する御意見

等は出ておりません。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 私が質問した趣旨は、こういったこの保険部会の中身というのは例年変わらないんですね、大体書き方そのものが。そういう意味でいうと、その部会です承された中身を、きちんとうきは市の国保運営協議会で共通認識をしているかどうかということが大事なんです。審議会としての役割というか、何を審議するのかということがポイントが大事だというふうに私は思う。

そういう意味では、今、御答弁はなかったわけですが、私も最初議員になって、この専決事項については承認はしてきました。ただ、よくよく考えると、100万円を超える税額を決めるのに専決事項でいいのかという疑問も当然ありましたけれども、ただ、議論の機会もないということもあり、議論の機会というか、承認するかしないかという議会に関わりますんで、その部分では発言はできることはできるんですけど、何が問題かということをしちんとした議論する場を設定していなかったことに、私自身は不満に思っておりましたので、そういう点では、この間、令和3年以降については反対を表明してきたわけであります。

そういう意味では、資料の2ページになりますけれども、この間ずっと引き上げてきた経過が、ほとんどもう毎年のように、さっき4年連続ということになりますけれども、令和3年度がなかったということだけでありまして、その前後も含めて、ずっと引き上げてきていると。60万円、平成22年のところから、実に106万円というような状態になってきているわけですね。そういう点でも加味していただいて、こういった審議の在り方が必要なのかということは、1つ教訓にさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、先ほど市長の答弁の中でおっしゃってたんで全部はメモし切れなかったんで分かんなかったんですけども、今現状ですね、医療分、後期高齢者支援分、介護支援分についての上限額を超えている比率について、改めてお尋ねをしたいと思えます。確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 超過世帯の割合ですけれども、医療分が先ほどの2.79%、後期高齢者支援分が1.41%、介護保険納付分が2.51%となっております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） とすれば、0.5から1.5ということであるという、後期高齢者支援分が1.41というふうなところで基準を若干下回っているというような状況ですね。これは今、

令和6年度の実績のところですかね、令和5年ですか、どちらですかね。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 令和6年度当初になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） だとすればですね、それについて上限額を超えた所得額の水準額は幾らですかね。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 医療分で直せばですね、1人しかいないケースにはなりません。

40歳以上のケースになりますけれども、所得額で880万ほどになります。後期高齢者については、すみません、ちょっと資料が足りないんですけれども。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それぞれのところでばらつきが多分あるというのが実態だろうと思うんですね。

そしたらですね、資料の6ページを見てもらえればいいと思います。ちょっと資料の6ページで誤りがありましたので、少し訂正をお願いをしたいと思います。6ページの①のところ、6ページが2枚ありますけれども、①のところが一番下、下段になりますけれども、医療分のところで65万というふうに書いてありますけれども、900万円で79万4,000円なのに対して1,000万で65万というおかしいなと思ひまして、89万4,000円です。

それから、後期高齢者のところで、同じく1,000万のところで24万3,740円、それから、6の2ページになりますけど、次のページになりますけれども、左側で、これ介護納付分ということになりますけど、17万というふうに書いてますが、19万9,260円、そして真ん中辺のところで、上限額算定値ということで後期高齢者支援分のところで22万と書いてますけど、これが24万ですね。それから一番右が超過差額調整額ということに29万7,000円と書いてますが27万7,000円の誤りであります。それから、ちょっと上のほうで、上限額算定値のところで、後期高齢者支援分22万と書いてますけど、これ24万の誤りです。ごめんなさい。これは自分が作ったデータで、ちょっと申し訳ないんですけど、誤りがありましたので訂正しておきます。

それで、それぞれの今、質問させていただいたように、医療分と後期高齢者支援分、介護納付分でどういうふうなバランスになるか、ばらつきがあるのかといったところが大事だと思います。ここでいうと、例えば、6の①のところで、医療分でいえば700万、これは仮の推定になりますけど、所得で基礎的控除等43万円の基礎控除ということをし引いた金額で考えた場合に、520万の所得額で65万2,000円ということで65万円に達するというふうなことですね。

それから、後期高齢者支援分、先ほど答弁の中では1.41というふうなことでしたけれども、これがさっき言いました1,000万円で762万所得額の場合に24万ということで、ここで上限額に達すると。それから6の②のところでは、介護保険になりますけれども、17万が上限額ですけれども、このラインが880万の所得で642万くらいの所得に、880万の収入で642万の所得に達すると上限額に達すると、こういうばらつきが実をいうとあるんですね。

この原因は何かと言えば、おのずから分かるんですけども、それぞれの税率が違うからなんですね。至極当然と言えば当然なわけで、そういう意味では、うきは市が設定している特に医療分で先ほど2.79%というふうにお話されてましたけれども、令和6年だけではなくて、この間ずっとこの医療分については超過分が3%台にもなっております。そういう点も鑑みてですね、うきは市の国保税がいかに高いかということが、そういう意味では分かる中身になるかと思えます。うきは市は医療分で所得割で10%、均等割で1人2万7,000円、平等割で1世帯2万4,000円という税額が、そういう意味では全国的に見ても高い税額となっているというふうなことだと思います。

そこで確認ですけれども、先ほど市長の答弁では、医療分も含めて改定について、この分以外も含めて併せてほかの分野についても見直しを行うというふうなことですけれども、その際ですね、何が課題になるかということについて、少しお話をしたいと思えます。

資料の4ページを見てもらえば分かると思えます。タイトルは、令和7年度国保険税に係る賦課税限度額の在り方(案)というところ、部会の検討課題なんで、案ということになっていると思えます。真ん中に線のグラフが保険グラフがあります。そして、中間所得層の負担に配慮ということと、右側のほうには、賦課限度額引上げ後の令和7年度の線が示されていまして、下に矢印が下がっているところと上に矢印が上がっているところの比較があると。これは中間所得層の金額を下げることじゃなくて、相対的にそこでもらってる税額の全体のエリアの金額をこの斜めの線を延長することによって、上に上がった分で相殺するというような考え方だろうというふうに思えます。ここに示されているのは、また応能分50%と応益分50%という示され方をしております。

そこでちょっとお尋ねしますけれども、中間所得層と高額所得者層というこの言い方ですけども、どういうふうなうきは市は考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長(江藤 芳光君) 市長、答弁。

○市長(権藤 英樹君) 考え方については、市民生活課長に答弁をさせたいと思えますが、今種々議員のほうから御説明をいただきました内容については、私も認識をいたしておりますし、また、今回御質問に取り上げていただいて、今、るる御説明いただく中で、一定理解をさせていただいているところです。

今、議員のほうから私の答弁について少しお話がありました、今後の見直しについて考えられているということでお話をいただきました。先ほど答弁にも申し上げましたとおり、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まりますので、こういったものがまた入ってきたり、今まで議員から御指摘をいただいたような様々な要件がある中で、どのような形がうきは市として最適なのかということについて、今後、様々検討していきたいと思っておりますので、また議員の知見なども参考にさせていただきながら、今後について考えていきたいと思えます。

その他については、市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） うきは市のほうで中間所得層と高額所得層のちょっと定義とかそういうのは特段はしていないんですけれども、強いて言えば、限度額に超過するような世帯が高額所得者という形になると思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） さっき言った資料の4のところのこのグラフのところの下のほうに書いてありますけれども、吹き出しが出されていて、給与収入1, 140万と書いてあるところと、その右隣が給与収入額1, 170万円、所得がそれぞれ940万と970万というふうに示されていて、その吹き出しの先が令和6年度と令和7年度になっているんですね。これが、いわゆる高額所得層の所得水準である。これは全国が決める話で、それを法令化しているところなので、これが1つの基準になるんだろうと逆に私自身は思うんですね。なので、うきは市は先ほど上限額を設定する際に、うきは市の所得額って大体どうなってるんだろうかといったところからやっぱり調査をした上で判断していかなければならない。もちろん、国保税の収支のバランスが崩れるようではいけないので、そこも当然、十分配慮しなければならないところだろうというふうには思ってます。

そういう意味では、この税額がどういう影響を与えるかということをちょっと確認をしたいと思えます。6の②の資料を見てもらえますか。ちょっと左端が切らしてしまって、ここはちょっと僕の技術が不足しておりますけれども、右から2列目ですね、超過差額調整額というふうに書いてます。そこのところですっとゼロ、ゼロが続いて行って、2, 000円、4, 000円、1万3, 000円、2万2, 000円、一番下が先ほど修正させていただきました27万7, 000円というふうなことですけれども、これがその隣と隣にあります合計額、本来税額として算定したときに、うきは市が算定している基準を基にして計算していったら、本来この斜めに行くスライドの部分がこの金額になります。それを強制的に上限額を設定することによって調整したのが、その右隣の上限額算定値というふうな金額になります。それでその差額がこれだけありますというふうなことなんです。

要は、その隣に負担率というふうに書いてありますけども、そういう意味では、上からどんどん負担率が下がっていくと。所得の多いほど下がってくるというこういう傾向になっているのが実態だろうと。

何を言いたいかといいますと、そういう意味では、この上限額設定することによって、逆進性があるということなんです。そういう点をやっぱり配慮していかないと、ただ、国民健康保険という社会保障制度なので、全てが応能負担でなければならないというわけじゃなくて、お互いに拠出して助け合い、共助を進めていくというのが基本ベースだと思いますので、そこは上限額が設定されてても別に問題はないと。ただ、どこで線を切るかというところが問題だろうというふうに思う。そういう視点が大事だろうというふうに思う。

そういう意味では、さっき言ったように、高額所得者というのをどういうふうに位置づけるのかというのは、率が決まってから決めるのではなくて、そもそもどういった部分は、うきは市の保険者のところの所得層のところをバランスを考えて、やはり設定していく検討する課題ではないかなというふうに思っております。そのこの1つの指針として、国が示している収入で1, 140万、940万所得、そういったのも1つの参考値になるのではないかなというふうに思っているところです。その考え方について、御意見ありますか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、議員から御説明いただいた部分については、議員が御説明いただいたのはおっしゃるとおりだというふうに思っております。途中でも申されておりましたように、基本的には共助であるとか、そういった考え方の下に今、上限額等も設定をさせていただいているわけでございますので、そういったところを考えておるところは相通ずるものがあるかと思っております。

あと、議員が御指摘をいただいたように、そもそも制度になりますので、これに関しては、ですとやはりその収支のバランスが崩れるであるとか、運営がままならなくなるということは、文字どおり本末転倒になりますので、そういったところで、まさにどこでどういうふうな形で線引きをしながらこの収支の均衡バランスを保っていくのか、また、議員のこの資料6等にも示されておりますような、例えば負担率であるとかそういった部分について、なるべく皆さんに平準的にやっていけるのかというところは、今後もしっかりと研究をしていかなければならないというふうに思っております。

あわせて、先ほど答弁もさせていただきましたが、今どんどん高齢化率が上がっていったりとか、あと、高額医療だとか受診率が高まったりとか様々なものに加えて、国の施策もいろんなものを打ってこられて、かなり複雑化している部分があるというような認識もありますので、あと、年々いろんなものが増えていくような部分もあって、ですので毎回、岩淵議員からも御質

問、御指摘をいただくところだと思っておりますので、そういったところも、逐一最新のものを研究しながら、一番肝要なのは、議員御指摘のとおり、本市においてどのような数字であったり、どのような状況が大切なのか、指針になるのかということは、原課も含めて今後しっかりと情報共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでですね、改めてこういう一般質問という形で限度額について、一番最初に言いましたけど、専決事項ということだったんですね。

そういう意味では、国が政令を出すということで、公布されるということで、例年の流れは今回の案件について言えば、多分今月の末くらいに内閣で決定して、1月に政令を公布する、官報に載せるというふうな形で、うきは市は保険税になりますし、本来はこの法律の改正の趣旨は、国保法という保険法の改正になるんですけども、福岡県は保険料としているところは3つの自治体くらいしかなくて、残りは全部保険税という形になっている。ただ、さっき課長のほうから答弁があったように、ところによっては少しずらした形で、ただ、うきは市は賦課をするのが6月に作業入るので専決されているというふうなことだというふうに思っています。

だからそういう意味では、その辺の在り方についての論議をする機会を失うことは、ぜひ避けてほしいなというふうに思っているところです。ですので、これは改めて伺いますけれども、手続上は致し方ない、その専決事項があることが問題だというふうに言いませんけれど、方法はないんでしょうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 原課の意見というのは、このあと市民生活課長に答弁をさせますが、今議員が御指摘いただいたように、以前から議員からも御指摘をいただいている専決処分の在り方というところも含めて原課に答弁をさせますが、今おっしゃられるように、議論の場というのは一定必要だというふうに私も認識をしております。

その中で、1つ、国民健康保険の事業運営協議会ですね、こういったところでしっかりと現行も含めて御判断をいただいた中での専決というところに持ってくるというような形に現状なっておりますので、現状としてはそういう形ではあるんですが、おっしゃられるように時期的なものも含めて、何らか議会議員の皆様も含めたところで様々な御意見をいただくような機会はあるといいのかなというふうには思っております。そういったところについては、また今後の検討課題として持ち合わせていきたいというふうに思っています。

原課の答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 確かに先ほど言われたとおり、賦課が7月からされたところに

については6月議会で上程されてという形でしてはるんですけども、やはり不利益不遡及の原則がございますので、うきは市で言えば、臨時議会等を開かせていただかない限りは難しいのではないかなというふうに考えております。

また、国民健康保険法を基に地方税法が改正されるだろうということであるというのもですね、なかなかちょっと上位法が違うものですし難しいところもございますし、今現在、国会のほうは少数与党ですのでどうなるか分からないという点もございますので、それも地方税法が改正されない限りは、ちょっと議会上程するのは難しいのかなというふうに考えております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そういう意味では、国保法と地方税法という2つの法に分かれていくという形になるんで仕方ないところはあると思います。そういう国会のバランスから言うと、また遅れる可能性もあるというふうなことで、いつも3月31日付ということになっているのが現状だという。ただ、ぜひともそういう意味では、逆に言えば、そこを配慮して私が今回一般質問を取り上げたということを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、次の質問にちょっと移らせていただきますけども、もう一つ、先ほど答弁の中では、応能負担と応益負担のところの割合は55対45ということなんです。資料の7ページに一応これは現状の令和6年度のところのまだお知らせする前、賦課をする前の状態で応能負担と応益負担のそれぞれの割合について示した表です。ここでは58.34%と41.7%ですね、2つ合わせて均等割と平等割があります。先ほどの答弁は、実際に賦課されている現状について55対45というのが答弁がありましたけれども、そういったことでしょうか、確認します。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 賦課徴収が限度額を超えた分とかですね、いろいろなケースを当てはめると55対45になるという形になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということで、この辺のバランスのところは、先ほど市長の答弁でもありましたように、過度な状態にならない、先ほど言いましたように、所得割の比重がやはり高いというのが当然出てくると思います。一定の収入がなければ生活ができないわけですので、そのところはあるし、それから当然ながら応益負担のところは軽減措置がされてますので、その辺のところの金額、これは今現状では国保会計のところは国が支援金を出して、その分をうきは市に全額補填されているというような状況です。ですので、その辺も少し考慮した形で、応益

負担と応能負担のところは考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、もう一つ、さっき言いましたように、所得のところで資料の6のところで示したように、可処分所得の問題が多分あるんだろと思うんです。先ほど市長の答弁にもありましたけども、2026年（令和8年）からですね、子ども・子育て支援金が保険税に付加されるというふうなことで、これもどういう形で賦課するかというのはあるだろうと思ってます。これが全部の被保険者に全部かかってくるというようなことで、新たな税負担になるということであろうと。

それから、もう一つ気になるのは、高額療養制度の見直しも具体的に審議が始まっているというふうに聞いております。具体的には上限額を引き上げるということで、被保険者の負担が増えるということになるかというふうに思います。それぞれの所得によって非課税とか、あるいは300万、370万以上のところも含めてですね、これは一般の被用者保険なんかも関係してくるわけですが、そういったところでも基準額が2万とか3万くらい引き上がって、負担がその分、療養費のところで増えてくるということになるだろうと思ってます。そういう意味では、医療費が下がるのかどうかということは、そのことで相対的に下がるのかどうかというところは、うきは市の高額医療の給付を受けているところがどの金額なのかというところからも検証が必要になってくるのかなというふうに思っています。

そこでですね、もう一つの課題である質問の（2）のところになりますけれども、一方では、こういったその税制のところは見直していくというところはいただいたわけですが、この医療費の高騰のことについて、先ほど答弁の中では薬剤とか、あるいは高度医療とかといったところで増えてきているというふうな認識を示されておりますけれども、うきは市は福岡県の中でも、福岡県が2年遅れで出してきましたけども、各自治体別の医療費ということで出されています。令和5年度の決算で48万5,000円ということで、前年より3万2,000円1人当たりが増えてるんですね。これはやっぱり重要なことだとずっと思っています。

実は、健康21、例のデータヘルス計画というのは令和6年度から具体化されているはずですが、そこでも医療費の削減に向けて、その計画についてうたっているというふうに認識はあります。ただ、具体的な方策についてあそこで書かれているのは、健康相談、健診を受けた方へのアプローチの仕方の問題と、大きくは医療機関との連携を図るというふうには書いてあるんですけども、具体的な医療連携とどういうふうに関るかということについてはちょっと書かれていなかったのので、改めてこの削減については、僕自身もいろいろ考えたけど、考えきらなかったです。なので保険者、それから医療機関、そして三者が広域も含めてありますので、そこでやっぱりきちんと議論する必要があるんじゃないかというふうに、ちょっと下駄を預けたという話に実をいうと質問はなっているんですね。

ただ、さっき言いました健康21の計画の中で、具体的にその具体が存在していれば、もっ

と具体的に対応ができるのかなというふうにも思っているところです。そういう意味では、上昇をどう止めるかといったところで、ちょっと気になる点が1つあります。実は、前回9月の議会で質問しましたがけれども、令和7年度から医療費に関わる格差について1.0%という率から0.9%、0.1%下げると、全体的に県内統一の保険料を目指すというふうにしているんですけども、それは納付金の話であって、実は、医療給付費というのは、国保会計の普通交付税として処置されているわけですが、これは減ることはないんですか。今現在は100%医療給付分について、県から普通交付税として措置されていてカバーできているんですけども、この見直しの中で、その部分についてはどうなるんでしょうか。今までどおり給付されるという前提で組み立てているのかどうか確認をします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 医療給付費については、普通交付金のほうで賄うような形にはなりません。ただ、事業費納付金のほうは、やはり今までのかかった医療費とかそういうのにも合わせて県のほうから通知が来ますので、それが今が1.0から0.9に削減されるということで、うきは市で言えば少しは下がる場所ではあるんですけども、まだ激変緩和措置とかですね、また総額自体も上がってますので、実際に1人当たりが下がるかどうかは、ちょっとまだ今後ちょっと注視しないと分からないところではございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 大事なのは、さっき言ってましたように、福岡県というのは全国の中でも一番医療費が高い、トップなんです。埼玉が国民健康保険31万なんです、1人当たり。新潟が多分40万までは行ってないと思うんです。福岡県は、うきは市さっき48万円、46万かそのくらい、県内でもうきは市は高いんですけども、そういった状況にあると思うので、このまま医療費がかかった状態がこのまま維持できるのかというのは、逆に言うと、ちょっと不安になって、財源も含めてですね、心配しているところでもあります。そういう意味では、社会保障という国が、よっしゃ任せとけという国だったら大丈夫なだけけど、そこは必ずしもそうじゃないという認識があるんで、結局は保険者の負担になる可能性を実は非常に危惧しているところなんです。そういう点からも、医療にかかる高齢者になって、ある程度なることは仕方ないとしても、やっぱり見直していかないといけないなというふうに思ってます。

最後に一つだけ、平成29年だったと思うんですけど、私は厚生文教常任委員会のときに新潟県の見附市というところに伺って、健康都市のプロジェクト、スマートウェルネスという、多分御存じだと思うんですけども、福岡県では飯塚市が参加してます。ちなみに飯塚市との保険1人

当たりの医療費の金額の差は2万ほどになります。なので、現状令和6年度の実績は分かりませんが、令和3年度で飯塚市は約41万、うきは市は約43万でしたので、そういう意味ではここはタニタだとかそういったところもいろいろ参画して、健康食堂、それから健康プログラム、そういったことを全市的にやっているところでもあります。

新潟県そのものも各地区1人当たりの保険料というのは低いほうです。そういう意味では、そういった運動的な部分というのも1つの視野に入れて、やっぱり第三のショックというか、そういった療法も必要になってくるのではないかなど。行き場の問題も、当然一人の高齢者の世帯も増えております。そういった方をどうやって健康のテーマに沿った行動に参加いただけるのか、そういった仕組みづくりも今後、検討いただくことを改めてお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、9番、岩淵和明委員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで暫時休憩をいたします。再開は11時30分より行います。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、8番、竹永茂美議員の発言を許可をいたします。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、8番、竹永が一般質問を行います。

昨日12月8日は、御存じのように、無謀な太平洋戦争を始めた日です。新聞には幾つかの記事がありましたけれども、国内外で多くの犠牲者が出ました。現状、ウクライナ戦争やガザ地区のジェノサイドの状況を考えると、平和の尊さを改めて感じるところです。

さて、9月の議会から12月議会まで間に、よかったな、心が温まったなということが3つありました。

1つは、もう御存じだと思いますが、明日、ノーベル平和賞が受賞される被団協の方がノーベル平和賞を受賞されたということです。原爆投下から79年がたち、多くの被爆者が亡くなる中で、原水爆の恐ろしさを訴え、原水爆をこの世からなくす取組を続けてこられました。いわゆる核軍縮ではなく核廃絶だということです。

さらにいろんな新聞を読みますと、受賞の理由として、「被爆者の証言は、世界で幅広い核兵器反対の運動を生み出したこと」、「現代の核兵器は文明を破壊しかねないこと」、「平和に取り組んでいることへの被爆者に敬意」とありました。その結果、若い語り部や高校生平和大使だけでなく、私たちに勇気と希望を与えてくれました。

2つ目が、さきの衆議院選挙で与党が過半数割れを起こしたことです。国会の中継を見ておきますと、衆議院、参議院も議論の場、熟議の場、審議審査の場になっていると思います。全国の主権者教育による影響を与えたのではないかというふうに思っています。うきは市議会もよいところはまねして、熟論の場、議論の場にしていきたいと考えております。

3つ目が、12月7日、被差別部落の現住所や本籍、過去の住所、親族の居住地などのリストをインターネット上の公開や出版は差別を助長するとして最高裁が判決を出したことです。いわゆる差別をされない権利を初めて認めたということになっています。このような取組に対して、部落解放同盟や運動体並びに研究を進めた方々にとっても、大きな勇気と希望を与えたのではないかというふうに思っています。本当によかったと思っております。

さて、通告書に基づき一般質問に入りますが、まず1点目が、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて。

1、物価高騰が市民生活に与える影響を軽減するためのうきは市独自の支援策についてお伺いいたします。これは10月19日、西日本新聞に書いてあった「新米5キロを全町民に 筑前町 価格高騰を受けて」という支援がありました。後ほど資料で説明させていただきます。

2点目が、25年度夏季休業中の小学校プール開放について、市長はふれあい給食で子供たちからの意見を聞くということを9月で答弁されていまして、その後どのような状況であったかお伺いいたします。

3点目、浮羽究真館高校の課題別研究発表等がありまして、久しぶりにまたお伺いしたんですけれども、高校生を持ってある保護者からも、大変負担が重いということを言われています。したがって、浮羽究真館高校をはじめとする近隣高等学校への支援策についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、物価高騰に対するうきは市独自の支援策についての御質問でございますが、本市におきましては、国の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠などを活用いたしまして、物価高騰に対する独自の支援策を実施しているところでございます。

令和6年度につきましては、市内の小・中学校及び保育所等の給食に使う食材費の補助、また、小・中学校の保護者の皆様が負担する給食費について4か月分の負担免除を行うなど、子育て世帯への物価高騰に対する支援を実施しております。

さらに高齢者が多く御利用をされている移動スーパーや配食サービスに対する支援、また、外国人介護人材に対する家賃補助等も行っているところでございます。

今後につきましても、物価高騰で苦慮をしておられる市民の皆様が数多くいらっしゃると思いますので、国からの交付金等も積極的に活用しながら、継続的に取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目が、夏季休業中の小学校プール開放に向けて、「ふれあい給食」で子供たちからどのような意見が集まっているかという御質問でございます。

本年9月の江南小学校から始まりました、「うきはっ子ふれあい給食」は、現在まで8校の小中学校を訪問し、小学校は6年生、中学校は3年生と一緒に給食を食べてまいりました。その中で、市長の仕事に関する質問や、子供たちが今やりたいこと、また、考えることなどについて率直な生の声を聞くことができる有意義な時間を過ごさせていただいております。

さて、お尋ねの小学校のプール開放に関する子供たちの意見についてでございますが、これまでの間、ふれあい給食の中では要望としては全く出ておりません。また、教職員をお勤めになられた議員ならば十分に御承知のことと思いますが、うきは市の夏季休業中の小学校のプール開放は、各学校のPTAの事業として実施をされております。今後も夏休みのプール開放につきましては、各小学校のPTA理事会等で判断が行われるものと考えております。

3点目は、浮羽究真館高校など近隣高校への支援策についての御質問ですが、御存じのとおり、市内唯一の高校であります浮羽究真館高校への支援策といたしましては、学校等と連携をして魅力を伝える広報活動や、寮に下宿する生徒に対する補助金の創設などの支援を行っております。

また、生徒のキャリア教育の一環といたしまして、様々な人生経験を持ち、多様な働き方をする社会人との対話を通じて将来の進路を考えてもらう「究真塾」の取組や、生徒の希望を受け、市内事業所で社会人として実戦経験を積む、「うきはもりあげ隊活動」、通称「うき活事業」と呼んでおりますが、こちらのほうにも市として取組に加わっているところでございます。

今年度は、加えまして、文化祭で学校を盛り上げたいとの生徒の意向を受け、市も協力をして文化祭当日に近隣の中学生を対象とした体験入学会を同時に開催するなどの支援も行ったところでございます。現在、市と浮羽究真館高校の担当者による定例会議を開催しており、今後も学校側の課題やニーズをお聞きしながら、学校の活性化や生徒全体に裨益する支援策について検討してまいりたいと考えております。

あわせて、その他の市外の高校への支援策につきましても、うきは市として対応可能なものがあれば、随時研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1回目の答弁を聞きましたが、甚だ残念というしかありません。

1点目の、物価高騰差対策につきましては、一般資料をお配りしてありますA面の1を御覧ください。これは、筑前町が合併20周年記念緊急物価高騰対策応援事業としてされたものです。下の

ほうの概要を読み上げたいと思います。

内容としては、当初は18歳以下の子供たちに5キログラムずつ配る予定だったけれども、合併20周年ということ踏まえて全町民へ配るということでした。ユーチューブを見ておりましたら、資料の下から2段目に書いてある概要にありますように、単なる物価高騰対策ではなく、地産地消の推進、米の消費拡大と併せまして、緊急時のいわゆる災害時の物資の配布訓練も兼ねて行っているとの放送があつておりました。したがいまして、このような形で本当に育ち盛りの子供たちに食の応援をしたらどうか。もちろん食以外にもあるかもしれませんが、その点について何かお考えが考えられたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、物価高騰対策について、筑前町の緊急物価高騰対策応援事業の御説明とともに、本市の子供たちに対する支援についての御質問をいただいたというふうに認識をいたしております。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、本年度につきましては市内の小・中学校及び保育所等の給食に使う食材費の補助でありますとか、直接子育て世代の皆さんに裨益をする小・中学校の保護者の皆様が負担する給食費について、4か月分の負担免除を行うなどの取組を行っております。

学校給食は御承知のとおり、毎日子供たちが口にする食事でございます。そうしたところをしっかりと補助をしていく、支えていく、そのようなことを通して、本市としましては、子供たちのこの今の世情に沿った支援だというふうに認識をして支援を行ったところでございます。資料に頂いております筑前町の取組等につきましては、新聞記事等を読んで承知をしておりますし、筑前町の田頭町長ともお話をする中で、詳細についてうかがい知るところでございます。

先ほども答弁に申しましたとおり、今後も様々な国の補助等があるかと思っておりますし、また、独自支援等も考えていかなければならないと思っておりますが、きちんとこのまちの求められる声、ものに対して支援ができるように検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今、新聞を読んだということ、それから町長と話されたということですが、筑前町では、これは第3回の臨時議会を開かれたということで、うちはまだ本年度、臨時議会が1回もあっておりません。

なぜ臨時議会を開かれるんですかと質問したところ、やはり町民の意見を聞きたいと。そのためには、町民の代表である議会の議員さんたちとの臨時議会を通して意見の交流をしたい。そして、自らの政策の正当性や政策を議員を通じて広報周知していただきたい、そういうことで議員とともにいうという答弁もいただいております。ぜひ最後に言われました国の支援策、新たに多

分出るだろうと思いますので、今後、支援策と独自支援策の検討をお願いしたいと思います。

2点目です。プール開放について意見が出なかったということですが、私は9月の質問では、プール開放について質問をしてくださいというふうをお願いしていたわけですが、プール開放についてとしては要望が出てないということですし、繰り返しなりますが、PTA事業としてやっていたことは事実ですが、それ以前はPTA事業プラス生涯学習課が予算化して市の事業としてもやってきました。私が質問しているのは、市の事業として取り組む考えがありますか、ありませんか。また、これから8校を回ったということですが、やはり市長のほうから聞かないと、子供たちはやはり市長さんが来たということで大変喜んでいっているのは分かりますけれども、必要なことを聞いていただかないと回答が出なかったのではないかと思います。市長のほうからプール開放について質問をされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） プール開放について御質問いただきましたが、その前に、1点目が私の特段の意見を申し述べることもなく終わりましたので、1点目について申し上げれば、先ほど説明をさせていただきました給食費の4か月負担の免除であるとか、給食費に使う食材の補助については、定例の議会において議員の皆様をしっかり熟考をいただき、委員会の中でも協議をいただきながら、皆さんの総意で認めていただいた内容でございます。

今後、臨時議会を必要とするような可及的速やかに行うような案件が必要な場合には、臨時議会の招集もやむなしと思っておりますが、皆様の御負担の軽減、また、市の職員の負担軽減も含めて、基本的には3か月に1回開催をされる定例議会の場において、しっかりと提案をさせていただき、実のある支援策ができるように、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のプール開放についてでございますが、子供たちへの質問ということで、給食を食べながら夏休みのプール遊びとかするねとかそういうような質問をしながら、しますよと、調音の滝に行ってますとか、アリーナのプールに行ってます。不便じゃないねとかそういうような話はしております。学校のプールとかはどげんねというような話もしてはいますが、特に学校のプールがあったらぜひ使いたいとか、ぜひ学校のプールを使いたいというような御意見はいただいているところでございます。

あと、議員のほうで、子供たちに聞かないと答えが出ないんじゃないかというようなお話をされましたが、今、議員から御質問いただきました、市としてプール事業に取り組むつもりはないのかということを知ったんですけど、今、御質問されたんですが、通告書の内容にそれが入っておりませんので、議員につきましてもお伺いされたい内容があるのであれば、通告書にしっかり書き込んでいただいて御質問いただきたいと思います。その上で、市としてプール事業に取り組む意思があるかないかに関しては、これまでの御答弁でもしっかりと申し上げてきておりま

すように、PTAがしっかりと判断をして取り組まれるPTAの事業というふうに認識をしておりますので、現状として市としてプール開放事業に取り組む予定はございませんし、市としてはこれからも調音の滝並びに百年公園の無料でプールを使えるこの事業について、しっかりと支援を行っていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） プールの件ですけれども、これは先ほど言いましたように、以前は市のほうも負担してありました。また、9月議会では学童保育所の先生方に聞いた意見も述べておりますので、再度検討をお願いしたいと思います。

3番目ですが、お配りしました資料A面の右側を御覧ください。これは、権藤市長が厚生文教常任委員会の委員であるときにお伺いしました島根県の吉賀町、そして島根県の邑南町での高等学校への支援策を書いております。資料が2022年11月17日ということで、私自身が自分の視察のまとめとした文を載せております。

本年度はどのような状況であったかという、吉賀町でも2024年度予算でも一般会計77億8,365万8,000円の中で吉賀高等学校への支援策が3,713万5,000円が組まれていました。その中には、吉賀高等学校支援協議会補助金335万円、吉賀高校生徒下宿補助料30万円、吉賀高等学校通学費補助572万9,000円、吉賀高校国内研修補助金70万円等々がありました。また、学資金基金貸付金として972万円もあったわけです。

市長になられる前に、このように吉賀町と邑南町を視察されて、それぞれ考えられるところがあったと思いますが、浮羽究真館高校に対して、このような支援策を何か考えてあるのか。9月議会では、たしか何か無料公営塾をするというような答弁もあったと思いますが、その辺はどのような状況であるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 3点目の、浮羽究真館高校や近隣高校に対する支援で、今、御質問いただいたのは、究真館高校への支援に特化した部分だというふうに認識をいたしております。議員御指摘のとおり、議員在職時に厚生文教常任委員会の視察で、資料に記載されております島根県吉賀町、島根県邑南町、また宮崎県のえびの市等を訪ねながら、地元にある県立高校の支援の在り方については、皆様と御一緒に学ばせていただいたところでございます。そうした知見は、今後の市政運営にもしっかりと生かしてまいりたいというふうに考えております。

その中で、個別具体的に今幾つかの事例を挙げながら、本市または浮羽究真館高校で対応ができないかという御質問をいただいたところでございますが、先ほどの筑前町のお米の件もそうなんです。様々な事例は参考にはさせていただくんですが、個別具体的には究真館高校から求められるもの、また、究真館高校が今必要としているものを適宜協議をした上で支援をしていくの

が一番美しい形ではないかというふうに考えております。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、定例的に市と今高校との間で会議等を持っております。また、ありがたいことに市議会の皆様におかれましても、生徒会、また、浮羽究真館高校の皆さんと連携を図りながら意見交換の場やワークショップ等での御活動をされて、学生の意見をしっかりと聞きいただいているというふうに認識をいたしております。そういった様々な学校側、生徒側の声をしっかりと集約した上で、今この学校に必要な支援については、今後しっかりと在り方を検討していきたいと思っております。現状やっている部分については、先ほど冒頭の答弁で申し上げたとおりでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1つの答弁漏れですが、無料公営塾に取り組むという方針は出されてなかったでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 広報うきは等でそういったものを検討するという申し上げた、広報うきはに所信等で書かれてあったかと思いますが、議会では発言していなかったというふうに認識をしております。ですので、広報うきはをお読みになってそのような認識を議員が持たれているものと思っております。

その中で、要は、公営でオンラインの学習塾等をやってみたらどうか、これは検討していきたいというところで広報うきはには書いていたんですが、特に竹永議員におかれましては、厚生文教常任委員会で、ここに資料にあります吉賀町や邑南町を視察されておりますので御承知だと思いますし、以前、高木亜希子議員からも御質問等をいただいていたとおりでございますが、やはりこのまちの中高生が学習支援をしていただくような学習塾であるとか、そういった場が非常に少ない、もしくはない状態で、隣町の久留米等へ行ったりなんたりというようなことで、なかなかそこが難しい。もっと言えば、そういったものがないために、中学、高校に関しては市外に転出をして通わせるというような親御さんもいらっしゃるというような認識を持っております。

そういった親御さん方の声もしっかり聞きながら、そして、この吉賀町や邑南町の取組を生かしながら、ここに記載がありますように、吉賀町のほうでしたかね、邑南町のほうでしたか、東大の学生さんとオンラインでつないで学習支援をしているというところがあったと思いますが、そういったことを本市や、これはもう究真館高校の高校生に限らず、本市の例えばどこかの施設のところでそういった取組ができないか、オンラインでの学習支援等ができないか、そういったことについては、今後高校であったり、あとは実際に学生さんであったり、親御さんであったりの意見を聞きながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 無料公営塾につきましては、先ほどありましたように、地域おこし協力隊として東大の院生を雇ったり、あるいはオンラインでということがありましたので、早急に取り組をお願いしたいと思います。といいますのも、先日、中学校3年生の保護者の方とお会いしまして、子供さんの進路先が決まりましたかといったときに、残念ながら究真館には行きませんと、究真館はラグビーの高校やけんという声を子供が言ったということで、いえいえ、そういうことでは決してありませんということでは言いましたので、ぜひ無料公営塾の推進をお願いしたいと思います。

続いて2番目、安心・安全のまちづくりについて。

1番、うきは市の財政状況についてお伺いいたします。財政状況、地方債の種類と利率、返済計画等々、財政再生計画についてお伺いします。

また、11月で予算執行20%以下の事業の予算額と今後の取組についてお伺いいたします。ただし、金額が100万円以上と事業は進んでいますが実際の支払いが事業完了後や年度末しないものがあるというのは除いて結構ですので、答弁をお願いいたします。

2点目が、学校再編事業の進捗状況についてお伺いいたします。この資料を作っておりましたら、うきは市のホームページにプロポーザル方式で学校再編事業のことが載っていました。まだ進んでないんだなという気がしております。また、浮羽中学校の建て替えを9月議会で同僚議員の質問に対して建て替えということをおっしゃっておりますし、浮羽中でのふれあい給食の中でも建て替えというような言葉が使われておりますが、浮羽中学校の建て替えは、最短何年後に実現可能なのかお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、安心・安全のまちづくりについて、大きく2つの質問をいただきました。

まず1点目の、うきは市の財政状況と財政再生計画等につきましては、質問相手が私となっておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

2点目の、学校再編事業の進捗状況につきましては、質問相手が教育長となっておりますので、教育長のほうから答弁をさせます。

市の財政状況についてでございます。市の財政状況、とりわけ地方債の状況につきましては、本年9月議会におきまして、議員の皆様にも配付をいたしております「令和5年度主要政策の成果並びに予算執行の実績報告書」、こちらのほうで借り入れた地方債の種類と現在高、利率ごとの金額を御報告をさせていただいているところでございます。

改めて御説明を申し上げますと、地方債の種類ごとに16の区分を設けて、その区分ごとの現在高を算出いたしております。一般会計全体の地方債残高は108億9,529万7,000円

となっております。10年前の平成25年度と比較いたしますと30億6,846万4,000円減少をさせることができしております。また、利率につきましては、高いものを繰上償還するというような形でやりくりを行いまして、現在残っておりますものにつきましては、年利1.5%以下のものが大部分を占めているという現状でございます。

また、議員お尋ねの「財政再生計画」でございますが、これは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の第8条に定められた計画だと思われまます。毎年9月議会において報告をしております「財政健全化判断比率」の4つの指標のうち、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「実質公債費比率」のいずれかが「財政再生基準」以上である場合は、「財政再生計画」の策定が必要とされております。本市におきましては、9月議会でもお示しした資料のとおり、いずれの指標も基準内に収まっておりますので、この計画の策定の必要はございません。

最後に、11月末で予算執行率20%以下の事業とその予算残額についてでございますが、305事業のうち39事業がこれに該当をいたします。そのうち、基金積立費の4億9,209万3,000円や繰出金の4億7,667万2,000円は、全体の予算執行状況を見て年度末に支出をいたしますので、低い執行率となっております。その他の事業に関しましては、エネルギー対策事業3億8,533万4,000円、総合交流ターミナル管理事業2億9,728万3,000円、企業誘致対策費3億867万2,000円、現年発生公共土木施設災害復旧事業3億9,229万6,000円などがございます。これらの事業は、一部繰越しの議決をお認めいただいているものも含まれております。当該事業を含め、本年度の事業全般におきましては、適切な執行に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 9月議会におきまして、浮羽中学校の建て替えの検討と併せて、浮羽町域の小中学校の再編を検討し、その内容を反映させた基本構想・基本計画を策定する学校再編事業の支援業務委託料を議決いただいたところです。現在、委託先となる事業者の公募を行い、プロポーザル方式により入札の実施を終えたところです。

また、12月5日に開催いたしました教育委員会におきまして、「うきは市立小・中学校の在り方検討委員会の設置要綱」が議決されました。現在、保護者代表や地域の代表として浮羽町域の自治協議会に検討委員の選出依頼を行っているところです。今後、この検討委員会や地元説明会、ワークショップ等を開催し、市民の皆様から様々な御意見を伺った上で、最終的な方向性を令和7年度中にお示ししたいと考えているところです。

なお、浮羽中学校の建て替えにつきましては、検討委員会で検討することとなっておりますので、建て替えをする場合の具体的な時期は、基本計画策定時に明らかになるものと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点目の財政状況についてですが、10月中旬に大津市にあります研究所で地方財政制度の考え方と自治体財政という講習を受けてきました。すみません、資料に1か所間違いがあります。うきは市の財政状況という中の下のほうですが、一番下の表の1つ上、地方財政制度と書いてありますが、地方財政制度の考え方ということで訂正をお願いいたします。そこに行きまして、幾つかの研修を受けてまいりました。

まず1点目が、この資料の左上にあります実質公債費比率と将来負担比率についての講習を受けました。講師の先生は、将来負担比率を横軸に実質公債費比率を縦軸にして、その年度ごとにどのように変わっているかを検討してくださいということでしたので、一生懸命調べたんですが、資料自体が平成21年（2019年）からしか見つけられませんでした。そのときの実質公債費比率が10.3%、将来負担比率が102.5%だったんですが、2015年になると将来負担率がゼロということがずっと続いております。市長は、この将来負担比率ゼロというのをどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 企画財政課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。

議員御質問の将来負担比率の考え方でございますが、こちらにつきましては、国が規定をしております算出根拠に基づいて計算をしておる比率でございます。将来的にこれだけの負担が自治体に生じるというふうなところを数値化されたものと認識しております。

本になってまいりますのは、現在の市が抱えております起債残高等が本になるわけですが、それを起債の中には交付税措置をされるもの等がございます。そういったものも含めて、将来これだけ起債があるんだけれども、これだけは返ってきますというふうなところも含めたところでの計算の仕方になっておりますので、現在うきは市の比率としてゼロというふうなところは、比較的健全な状態で財政状況が推移しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 私もそのようなことかなと思ひまして、実は、その右のほうが事前アンケートの一部です。人口面積、標準財政規模等々がありまして、⑧が将来負担比率で、ないからということで横棒になっております。しかし、10番の地方債の現在高は、人口1人当たり39万2,887円ということがあり、なおかつ、11番の経常収支比率が82.6%ということでしたので、講師の先生にこのような資料をどのように読み解いたらいいのかということ

お伺いしました。そうしましたら、次のような指摘をいただきました。1つは、大変いい数字ですねと。よ過ぎますねと言われまして、ただし、よ過ぎるということは、必要な事業がなされていないということはないでしょうかという指摘でもありました。

ということで、これからすると将来負担比率は現在のところないということですが、今後、うきは市が大きな事業として、例えば先ほど言いました浮羽中学校の建て替え、そして浮羽消防署、あるいはうきは市民ホールの建て替え代替施設等々あると思いますが、その辺について、今後の大規模事業についてどのように考えてあるのか、市長にお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 申し訳ありません、質問の意図がちょっとよく分からなかったのですが、ここの資料にある本市の現状を滋賀の先生か何かにお尋ねをされて、よい数値ですねとおっしゃっていただいたのは非常にありがたいなという思いでございます。

一方で、必要な事業をされてないんじゃないかという御懸念をいただいたというふうに伺いましたが、先ほど議員が御指摘になられるのかなられないのか、ちょっと分からない取扱いだったんですが、10番の地方債現在高は決して安くはないようなイメージのことを言われたんですが、ここに記載のとおり、様々な利率の低い債務を使って大きな事業等を行っておりますので、議員が御指摘になられたような今後の大きな事業についても、そういった有利な債務等も活用しながら、一気に大きなお金は当然出せませんので、そういったことを活用しながら事業は着実に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、必要な事業をされてないのではないかという御懸念をその滋賀の先生からいただいたようでございますが、事業につきましては、高木前市長の頃から、特に高齢者福祉を中心とした事業については県内ではトップクラスの事業を行っている自負がございますし、所信でも述べさせていただいたように、私が市長になりましたところからは、子育て支援や教育についてもしっかりと予算を配置していくというようなことを申し伝えております。

そして何よりも、そういった事業の提案は全て議会の皆様に御議決をいただいて進めさせていただいておりますし、議会の皆様が両委員会で視察等をされて御提言いただいたことは、しっかりと踏まえながら事業を推進しておりますので、必ずしも必要な事業がされてないという認識はございません。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 私は3点ほど述べましたが、浮羽中の建て替え、浮羽消防署の建て替え、そして、うきは市民センターに代わるものということについてのこういう大規模事業というのは、市長として計画、予定はされているという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 通告いただいております内容と少し外れておりますので、持ち合わせている資料はございませんが、今後、取り組むべき大きな事業については、9月の所信表明でも少し述べさせていただいておりますし、先ほど議員が御覧になられたらと思うわれます広報うきはの所信表明を述べさせていただいたページにも、るる記載をいたしておるところでございます。

特段、私に市長が代わったからといって、大きな事業を他市のように急にやめたりとか新しく始めたりというようなことは申し上げておりませんので、現状の大きな事業につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、粛々と進めてまいる所存でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ、市民サービスの充実につながるような取組をお願いしたいと思います。

それでは、教育長のほうにお尋ねいたします。

先ほどの浮羽中の件につきまして、令和7年度中に検討委員会を立ち上げるということで、浮羽中学校についても、その検討委員会の中で建て替えを検討したいということでした。一般的に言えば、設計等々に1年かかり、建設に2年から3年かかるということになりますと、最速で令和10年をオーバーしそうな気がいたしますが、その点について、教育長はどのような判断をお持ちでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 今後の見通しですが、先ほども申しあげましたように、基本構想・基本計画が来年度、令和7年度まで、その後、基本設計、実施設計、そして校舎建設工事ということになりますので、議員がおっしゃいましたように、5年後程度、今の計画では見通しとしては、その程度を考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 5年もかかるということで、現在の場合によっては小学校1年生が浮羽中の新しい校舎に入れるかどうか、微妙なところだというふうに思っております。

この小学校再編の声について、例えば、教育総合会議とか教育大綱には記載があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 教育大綱が出てきましたので、市長部局の持分ということですのでお答えをさせていただくと、大綱に記載等はございません。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ、そのような形で進むのであれば、教育総合会議を開かれて、教育大綱並びに教育基本方針に載せていくのが筋ではないかなと思いますので、御検討をお願い

して2番の質問を終わります。

3番が、法律や条例、規則が守られるまちづくりについてということで、1点目が、9月、10月の月45時間以上の超過勤務者数を市職員と市教職員別にお伺いします。

また、本年度が超過勤務年間360時間解消というのが文科省から出されていると思いますが、そのための取組についてお伺いいたします。

2点目は、うきは市のハラスメント防止の取組について9月にお伺いしましたけれど、まだ実施していないということでしたので、昨日までとは言いませんが、11月末までに実施されている分があればお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただいておりますが、申し訳ございませんが、先ほどの学校再編事業の進捗状況について、教育大綱についてまで触れて御質問をいただく、要は、一般質問でそのような質問まで想定質問でされる御準備をされているのであれば、ぜひとも今後から質問相手に私の名前も加えていただきますように厳にお願いをいたします。基本的には、通告書に従い、通告された質問相手が答えるのみがこの一般質問の大原則だというふうに認識をいたしておりますので、少しでも関連で、どなたかに私や教育長、それ以外の方、課長に関してはこちらから振りますが、私、教育長両方が答える必要があるような質問に対しては、質問相手の中にきちんと当初より入れていただきますことを厳にお願いを申し上げたいと思います。

そうした上で、この3点目について回答を申し上げます。

まず1つ目のうちの、市の職員の超過勤務者数と超過勤務年間360時間以内の達成策について、また2点目の、うきは市のハラスメント防止の取組につきましては私のほうから答弁をし、1点目のうち、教職員の超過勤務者数などについては教育長から答弁をさせます。

1点目の、令和6年9月、10月のうきは市職員の超過勤務の実態と、超過勤務縮減の達成策についての御質問ですが、令和6年9月、10月におきまして、1か月当たり45時間以上の職員は合計6名、80時間以上及び100時間以上の職員は2名でございます。令和5年度と比較しますと45時間以上が2名の減少となっております。時間外勤務の要因については、10月27日に行われました衆議院議員選挙の従事であり、他律的な業務等によるものだと考えております。

また、平成31年4月より、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行をされ、国家公務員においては、人事院規則で「超過勤務命令の上限を原則一月45時間、1年360時間、他律的業務の比重の高い部署においては、一月100時間、1年720時間など」となっており、本市においても同年6月において議会の議決をいただき、所要の改正を行い、

原則一月45時間、1年360時間とする上限規制を設けているところでございます。

今年度については、年間360時間を超えて勤務を行っている職員はおりませんが、今後の上限規制達成に向けて、ノー残業デーの設定による定時退庁を推進し、メール等による周知・啓発も行っておるところでございます。

また、時間外勤務が多い職員及び所属長にヒアリングを行い、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務の上限規制達成に向けて対応を行っているところでございます。今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 令和6年9月、10月の教職員の月45時間以上の超過勤務者数と、年間360時間以内の達成のための取組についてですが、教職員の超過勤務の実態につきましては、9月の45時間以上の人数は小学校131名中33名、中学校57名中30名、10月は小学校42名、中学校37名となっています。前年同月と比較しますと、小学校の令和5年の9月の45時間以上の超過勤務者は43名で、本年10名減でございます。10月は46名で4名減で、全体的に減少傾向にあります。中学校の前年9月の45時間以上は38名で8名減、10月は43名で6名減で、中学校も減少傾向にあります。

市教育委員会の取組といたしましては、総括健康管理委員会において、各学校の取組状況を学校長が報告し、市内小・中学校の情報共有を行ったり、学校の管理職には教職員の超過勤務の状況を定期的に把握し、実態に応じた教職員への呼びかけを行うよう指導をしております。

また、学校と保護者の連絡ツール（t e t o r u）を活用し、児童・生徒の欠席等の連絡対応については、教員の負担軽減を図っているところです。各学校におきましても、市教委の指導に沿って管理職が毎月定期的に教職員の超過勤務時間を把握し、業務内容の確認等を行い、改善策の協議を行っており、マイ定時退校日や計画的な年次休暇の取得も継続的に実施しております。

また、校務支援システム「ミライム」の活用による会議のペーパーレス化、教材の共有化、うきはっ子応援隊の活用をさらに推進するなど、教職員の意識改革や学校の業務改善に関しまして様々な取組を行いながら、今後も教職員の超過勤務削減に努め、働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） すみません、（2）も先に私が説明するところでしたが、（2）が残っておりましたので、（2）のハラスメント防止の取組について回答をさせていただきます。

竹永議員からは、令和6年3月、6月、9月の定例会の一般質問で同内容のハラスメント関係の御質問をいただいておりますので、回答が重複する部分も多々あるかと思いますが、御容

赦いただければと思います。

ハラスメントにつきましては、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなど、様々な種類がございます。いずれも一般的には、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為を指すものとされており、国家公務員においては、平成10年10月に「セクシュアルハラスメントの防止等」に関する人事院規則が制定されたことを契機としまして、体制整備が進んでいるところでございます。

うきは市においては、令和2年7月に「うきは市職員のハラスメント防止等に関する規程」を整備し、同年8月に「うきは市職員ハラスメント防止の指針」を作成し、ハラスメント全般への取組強化を行っております。ハラスメント防止の取組につきましては、毎年テーマや対象者を変えたハラスメント研修を実施し、職員一人一人のハラスメントへの理解とその意識の醸成に努めてまいっております。なお、本年度につきましても、12月19日に研修を実施することといたしております。

また、何らかのハラスメントを感じている職員は相対的にストレス度が高い傾向にあることから、平成28年度より、毎年ストレスチェックを実施いたしております。ストレスチェックの結果を受け、高ストレス者に対しては産業医面談やカウンセリングを実施するなど、職員のメンタルヘルス不調の予防に努めております。さらに、職場分析の結果を所属長にフィードバックしてハラスメント防止に取り組んでいるところでもございます。今後におきましても、このような取組を継続し、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことができる風通しのよい職場づくりに努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点目の超過勤務につきましては、なかなか減っていないという状況があります。前年の比較は必要ありませんので、簡潔にさせていただいたかと思っております。

超過勤務を減らすための大きな方法として、例えば、大牟田市さんは今年から毎週水曜日を午前中授業にして超過勤務を減らしています。それから、茨城県の守谷市も同じように週6時間授業は週2日までという形で取り組んでおられます。先日10月7日、それから最近もあつたんですけれども、いわゆる学習指導要領は詰め込みだと、子供も先生も疲れていますというような形でした。交通指導をしているときに、今日は木曜だけ早く帰ってくるっちゃろう、5時間やろうと言ったら、いや、6時間でした。えっというような感じがしたわけですが、教育委員会として意識改革というか、実質的な対応として、毎週水曜日を午前中授業にするお考えはありますか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員からの5時間授業の日を毎週実施できないかということですが、週当たりの授業時数は年間授業可能日数、1年間で授業がどれだけできるかという日数や、学校行事やPTA行事、家庭訪問などで授業ができない時数、いわゆる欠課時数が何時間あるか。さらに自然災害や学級閉鎖、児童・生徒の学習状況に応じた補充発展学習などのための予備の時数をどの程度計画するかで年間何日5時間授業の日を計画できるかが決まります。

令和6年度のうきは市の小学校は、特に学期の初めや終わりの時期に、児童の学校への適用や教職員の学級事務時間の確保などを目的に、年間で13日から17日程度を5時間授業として計画をして実施をしているところです。今後さらに授業時数を確保しつつ、5時間授業が年間40週の中で10週でも3分の1、十何週かでも実施できますように、今後、教育課程の編成を各学校が行ってまいりますので、そういった方向での指導をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員、あと1分です。簡潔にお願いします。

○議員（8番 竹永 茂美君） 先ほど言いましたように、茨城県守谷市はもう数年前から取り組んでありますし、大牟田市もそうですし、近隣の市町村でも毎週5時間授業が取り組まれていますので、ぜひこの点については、教育委員会が指導して取り組んでいただきたいと思えます。

最後になりましたので、厳しいことを言いましたが、小学校について非常によかったことがありました。これは先日の交通指導のときです。扇島バス停に小学校1年生が33名中6名が集まってバスを利用しています。7時21分のバスで通学しているわけですが、1人の1年生が忘れ物をして、取りに帰りました。それを見ていた1年生が、竹永先生、〇〇君が取りに帰ってきませんかと言いました。もうバスが決まられているので、おうちの方が送っていくと思うよと答えました。このように困った友達を心配する学級集団をつくってあることに感心しました。

また、市長も週1回、ふれあい挨拶運動で吉井中学校の前に立ってあるそうですが、私も菊竹六鼓のほうに回って指導しています。先日、小雨のときに上級生から、雨が降って傘を差していなかったからかもしれません、交通指導ありがとうございます。頑張ってくださいと声をかけられました。大変心が温まる時間でした。このような子供たちを育ててある先生方に、ぜひ激励の言葉を教育委員会からも伝えていただきたいと思えます。

それでは、残り時間がもうなくなりましたので、最後に、1回目の回答もらえれば市長が言われたことが幾つか解決するのではないかなと思っています。幾つかの自治体の議員さんに聞きますと、一般質問の1回目の回答をもらっているという自治体がありましたので、これについては御検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時45分とします。

午後0時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、6番、佐藤裕宣議員の発言を許可をいたします。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤裕宣でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問を行います。

前回9月議会でも質問をいたしました本市の主権者教育の取組についてでございます。

前回の質問で教育長に御答弁をいただきました。いろいろとやってはいるが、十分なものとは言えないとの反省も含めた正直な御答弁だったと記憶をいたしております。なぜ不十分なのか。そこを踏まえて考えていかないと、本当の意味での主権者教育にはなり得ないのかなという気がいたします。

主権者に関する教育というこの資料を頂きました。小・中学校それぞれこのカリキュラムに沿って指導をされておるのかなと思いますが、いろいろと書かれております。例えば、民主政治と政治参加という部分においては、国会を中心とする我が国の仕組とあらましや政党の役割を理解させる等々ですが、このカリキュラムに沿っての指導教育では、政治や選挙の仕組は教えても、選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身につけさせるのには十分なものとはなっていないんじゃないかなというふうに思います。

今は選挙権はありませんが、将来選挙権を持つ彼ら彼女らに政治、選挙に関する意識の醸成、向上を図っていくということは、とても大切なことだと考えます。これまでのように、全国共通のカリキュラムに沿った教育ではなく、うきは市独自の主権者教育に取り組むべき時期が来ているのではないのでしょうか。今すぐに効果は出なくても、長い目で見たときに、そういった地道な取組が、今後の投票率の向上につながっていくと私はと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 投票率低下の主な要因の1つとしまして、若い世代の投票率の低さが挙げられております。うきは市の取組としては、昨年度から浮羽究真館高校と吉井中学校、浮羽中学校と連携し、それぞれの生徒会役員選挙実施に合わせて選挙管理委員会の備品を貸し出し、実際の選挙や投票の形式を取った模擬投票を実施しております。

また、浮羽中学校2年生の総合的な学習の時間において、福岡県選挙管理委員会の協力の下、「シミュレーション2040」を行い、実施に向けた事前学習では、議員の皆様や市職員をゲスト

トティーチャーとして招き、対話形式の学習も行ってきたところです。

現在、小・中学校では、社会科を中心に特別活動や特別の教科、道徳などにおいて、主権者教育に取り組んでおります。今後、学校教育としてさらに推進していくために、小・中学生の発達段階に応じた社会の動向に関心を持たせること、学級活動や児童会、生徒会活動など、自主的・実践的な集団活動を通して集団や自己の課題を解決する学習を積み上げていくこと、特に教科等の関連性を重視したり、模擬投票などの体験活動や外部から市議員や行政の専門家を招集したり、文部科学省や総務省作成の教材を活用したりする指導の工夫をすることが重要だと考えております。

一方、社会教育におきましては、これまでの子ども議会の取組を発展し、子供たちが関心のある議題に対して議論し、投票して決定するといった体験活動を計画しようとしております。このような取組によりまして、投票に対する意義を理解するとともに、選挙をより身近なものと感じてもらい、実際の選挙における投票行動につなげ、若い世代の投票率向上を目指すのに有効であると考えております。今後も、市議会や選挙管理委員会等と連携を取りながら主権者教育を一層推進していくことで、うきは市の将来を担う若者が選挙に対して興味や関心を持ち、投票へ意識向上が図られるような施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今後の取組についても御答弁をいただきました。期待をしているところでございます。

この件に関しましては、9月議会に市議会より提出いたしました意見書の中に、地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進することを明記をされております。また、昨年実施した市民との意見交換会の中で、投票率の低下についてを議題とするなど、問題意識を持って取り組んでいるところでもございます。

ただ、なかなか状況は厳しく、さきの市長選挙、衆議院選挙においても、結果は御承知のとおりでございます。うきは市だけではなく、全国的な問題だから仕方ないと諦めるのでは、民主主義のやはり基盤が揺らいでしまうというふうに思っております。先ほど、問題意識を持つことが重要だというふうに言いましたけれども、やはり行政、議会がともに問題意識を持って、一体となって取り組んでいくことが大切かと思えます。

そこで提案なのですが、先ほどいろいろな取組を御紹介いただきましたが、私からの提案、これ1つの例としてお聞きいただきたいと思えます。

私は、かねてから、中学校は生徒会の会長選挙があるのに、小学校の児童会の選挙がないのはなぜなのか。せっかく自分たちの代表は自分たちで選ぶ選挙の機会があるのに、それを奪うのはいかななものかと質問をさせていただいておりました。小学校においても、実際に選挙を体験さ

せて、その日を、名称は何でもいいですが、例えば選挙の日として、我々議員が各小学校に出向き、出前講座みたいな形で、さきに申しました選挙の意義や重要性について話をする。年に1回でもいいからそんな日を設けるといのはいかがでしょうか。全学年が無理であれば4年生以上ということでもいいです。少なくとも卒業までに3回はそういう機会に触れることができます。考えてみられませんかということで教育長、答弁をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） ありがとうございます。議員がおっしゃるとおり、中学校は、先ほど私も申し述べましたが、生徒会の役員を選出は選挙という形を取っております。一方、小学校の児童会で会長さんとかそういうのはないわけですがけれども、児童会の役員を決める際には、今は選挙で選ぶということは取っておりません。といいますのが、児童会の役員は児童会活動の組織の一つとして考えておりますので、いろんな委員会があるわけで、その一つとして何が会長、副会長とかという、こういう構図になっていないがためにですね、選出するという、そういった投票するというような手法を取っていないということでございます。

ただ、そういう児童会、また学級にありましては、学級の組織を決めるというのもお示ししました学級活動の内容にありますので、そういったものを各学級で、また、学校全体で代表委員会というような形を取っておりますので、そこではいろんな議論をしながら、どちらの考えがいいのというのは挙手をして集団決定をしていくというようなことはやっているところでございます。ですから、投票という形にこだわらずに、そういう何が問題で、そして、そのことについて解決方法について議論をして、そしてどちらかの解決方法を選んでいくということはやられておりますので、投票という形は取っておりませんが、そういう集団決定をするような場は十分取っていると、また、それを積み上げていくことが大事だというふうに考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。小学校の児童会のことについては、私の時代は、児童会の会長というのがありまして、そしてまた、選挙もやっていたということで、何でそれがなくなったのかなど。久留米あたりの状況を聞いたらですね、そういった児童会長おられまして、そして選挙もやっているということだったんですね、ちょっとお尋ねしたところでございます。

いずれにしろですね、これは議長からもお話がありましたけども、行政だけではなくてですね、これは議会としてもやはり投票率の問題については、それとか主権者教育の問題についてはですね、これは考えていかなければならないということで、お互いここは協力し合ってですね、主権者教育については今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2項目め、学校再編事業についてお尋ねをいたします。

9月議会において、学校再編事業支援委託料が補正計上され、可決をされました。旧浮羽町の

小学校の統廃合、小中一貫教育、老朽化した浮羽中学校の校舎をどうするのか等々をまずは民間の業者に委託して、地域住民や保護者など、主に学校関係者等の意識調査を行い、それに沿った青写真をつくっていくということだと思います。統廃合ということであれば、地域住民の方々の様々な思いもあるでしょうし、また、小中一貫にしても保護者の方々のいろんな御意見もあるというふうに思います。校舎建て替えとなれば多額の予算も必要になります。いずれにしても、未知の領域に踏み出そうとしているのですから、本市にとって、大変大きな事業であるということには間違いないでしょう。慎重な対応が求められるのではないかなというふうに思います。

そこで教育長に質問ですが、今後、この学校再編事業を進めるに当たって、教育委員会はどのような役割を担っていかれるのか、また、今この事業を進めることを教育長はどう考えておられるか、以上2点お伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長、答弁。

○教育長（樋口 則之君） 教育委員会の役割として検討委員会の開催、地元説明会の開催、ワークショップ等の開催をして、市民の皆様の様々な御意見を取りまとめたいと思います。その後に出された皆様の御意見が設計や工事を進める上で利便性・機能性、周辺環境との連携性などの観点から可能なのかどうか具体的な課題や条件を整理し、建設地や機能、概算工事費など、委託業者と協議し、検討結果をまとめた基本構想・基本計画を策定してまいります。

私の見解という御質問でしたので、私の考えといたしまして述べさせていただきます。市内の児童・生徒数は合併前から減少傾向にあります。合併時の平成17年度に3,035人だった児童・生徒数は令和6年度に2,002人となり、6年後の令和12年度には1,689人に減少することが見込まれております。特に、浮羽町域の山春小、大石小、御幸小の児童数は合計で378人、浮羽中生徒数は266人に減少することが見込まれております。参考までに、令和12年度の浮羽町域の児童数378人は、現在の御幸小学校の児童数の程度でございます。さらに学校規模で申し上げましたら、来年度以降、市内の小学校は御幸小以外は全学年1学級、一部の学年で1学級の学校となる見込みです。

子供たちは集団の中で多くの友達の様々な考えに触れ、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら社会性を身につけていきます。しかし、学校の小規模化が進むと人間関係が固定化したり、新しい友達が増えなかったりすることから、友達関係の中に新たな考え方や物の考え方に出会える機会が少なくなる可能性があります。市内全ての児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、今後、予測困難な社会を生き抜く子供に必要な資質・能力を伸ばしていく必要があります。そのためには、人間関係の固定化や序列化などが生じないように安全・安心が保たれた中で、各学年でクラス替えができる一定規模の集団を確保した学びの場が必要だと考えております。

また、令和元年以降を見ましても、子育て世代の転出人口が転入人口を上回っている状況が年度によっては見られます。学校再編による魅力ある学校づくりを進めることで、他市町村の子供も「通いたい」、子育て世代からも「通わせたい」と思われる魅力ある学校をつくることで、うきは市で子供を産み育てたいといった子育て世代の移住促進にも期待したいと思っています。今後、保護者や地域住民の皆様と丁寧な議論を行いながら、浮羽中学校だけではなく、浮羽町域の魅力ある教育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。先ほど、午前中の竹永議員の質問の中で、学校再編事業の委託の会社ですか、委託先、これのプロポーザルが入札があったというお話がありましたけども、そこについて少し詳細をお尋ねしたいと思います。まず、何社の応募があったのかということ、それから、どこの会社でこれまでの実績ですね、それから予算的には、たしか繰越明許3、500万の枠内ということだと思いますが、その委託契約金額、答えられる範囲で御答弁願います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課、岡村でございます。

応募につきましては、2社応募がありました。優先交渉権者に決定したのは、福山コンサルタント・九州経済研究所設計の共同体でございます。金額につきましては、契約の締結前でございますので答弁は控えさせていただきます。実績は、学校に関する建築等の実績はございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 2社という数については、ちょっと少ないのかなというふうにも思いますが、どういう聞き方したらいいのかな、少ないと思いますけども、こういった数になった原因というか、公募の仕方はどういった公募の仕方をしたのかということと、この2社という数について少ないと思いますけども、それについてちょっと何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 公募につきましては、ホームページを通じて公募をしたところでございます。一定期間、募集をしたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 今回の公募につきましては、仕様書の中にこの後の基本設計・実施設計に関する仕様書を作成ということが盛り込まれておりましたので、この基本構想・基本計画に関する応募が若干少なかったのかなという見解は持っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） すみません、もう一度聞きます。仕様書も含まれておったところの契約ということで、それが少なかった原因ということですね。分かりました。

正式契約はいつ頃になりますでしょうか。また、その公表の仕方はどのようにするのか。それから、繰越明許ということですが、繰越しの期間、この点についてもお答えできる範囲でお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 年内の契約締結を目指しておるところですが、繰越し期間等については、その協議内容によるかと思えます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。年内の締結を目指しておるということで、契約終了後はですね、速やかな御報告をよろしくお願いをいたします。

それから、学校再編についての教育長のお考えを聞かせていただきました。まさに私も同意見でございます。この再編によってですね、うきは市のそういったところを気に入ってといいますか、うきは市に外からですね、ぜひともうきは市に住みたいと、そこがやはり市長のお考えも一緒だと思いますけども、私も同感でございます。そういった理想を掲げてですね、その実現に向けて取り組んでいくということは、とても大事なことでございます。ぜひとも、うきは市の子供たちのためにですね、よろしくお願いしたいと思います。

そうなるためにはというところでの質問でございます。再編に向けての課題としてですね、体制整備や保護者への対応等いろいろあると思います。その委託金額等はちょっと公表できないということでございましたけども、どこまで委託業者が関わっていくのかという部分もあると思います。委託業者の役割、それから教育委員会の役割、そこは明確に線引きをしてコミュニケーションを図りながら、その中で行政側が主導して進めていくべきだと思いますが、そのことに対する見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 教育委員会としましては、この基本構想を策定するという大きな目標がございますので、これを進めてまいりたいと思っています。そのために、先日、小・中学校の在り方検討委員会を組織すること、そして、議員もおっしゃいましたが、地域での説明会、保護者、ワークショップと、こういう会議等には、もちろん教育委員会、総合教育会議、審議会などでの基本構想の策定に関する説明についても教育委員会が主導してまいるところでございます。

一方、そういう会議を充実したものに議論ができますように支援をしていただくのが委託業者の役割と考えております。そこで委託業者のほうには、うきは市の各種計画の把握、今後の人口の動向などの把握、そして学校建設に関わる関係法令等の調査等々の支援を考えているところがございます。また、会議等では専門家の目から見たイメージ図を作成することによって議論が深まると考えておりますので、そういった専門的な見地からの支援を委託業者には役割として考えているところがございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） この件に関しましては最後の質問になります。老朽化の進む浮羽中学校ですね、午前中の竹永議員の質問で、これ、何か建て替えみたいな感じの話になってましたけども、建て替えなのか長寿命化大規模改修なのか、これは今後の再編事業の中で私は進めていくんだというふうに承知をしておったのですが、そこ確認です。建て替えなのか大規模改修なのか、ちょっとここで確認をしておきたいと思います。御答弁お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） それも含めての学校再編の計画でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 決定しているわけではないということですね。了解しました。

いずれにしてもですね、これ生徒たちの快適で安心・安全な学習環境を整えるためにですね、浮羽中学校の老朽化問題というのは、これは喫緊の課題だというふうに私は思っております。再編事業の一環として捉え過ぎると、急がねばならないこの老朽化問題への対応がですね、遅れやしないかなというふうな懸念もしておりますが、それに関しましてはいかがお考えでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 浮羽町域の小学校を含めた学校再編も含めて進めていくところではございますが、そのプロセスの中で、浮羽中学校の改築、大規模改修も含めてですね、そういうことを必要に遅らせることはしないようには考えているところがございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） しつこいようですが、再編問題、そこが片づかないと浮羽中学校のその改修なり建て替えというのはないということなのか、それともその結論が出る前に、急を要する浮羽中の老朽化問題に対しての何らかの対応があるということなのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 基本は再編事業と一体として浮羽中学校の改修工事も考えていくところでございますが、再編事業が仮に時間がかかるようなことがあって中学校の改築も遅れるということは、できるだけ避けたいということは考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。いずれにしろですね、この再編事業、新市長が重要視しておられる施策の1つかと思います。よりよいものとなりますようにですね、我々も協力すべきところは協力していきますので、しっかりとした事業計画の下、また、浮羽中学校の老朽化等もありますので、スピード感というものも視野に入れて進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、3項目めに入らせていただきます。

高齢者の生きがいがづくりについてでございます。市長は、子育てに優しいまちづくりを大きな柱として掲げて、また、そのための施策もいろいろと打っておられるというふうに認識をいたしております。子育てに優しいまちづくり、市長が議員時代、ともに厚生文教常任委員として前市長に訴えてきたことでもございます。ただ、それとともに、お年寄りにも優しいうきは市であってほしいというふうに願っています。ということで、主に高齢者の生きがいがづくり、居場所づくりのための施設、パークゴルフ場建設についてお尋ねをいたします。

市長は、市長選挙の際、たしか、どげんね選挙の座談会のときだったと思いますけども、九州大会であるとか大きな大会ができるようなパークゴルフ場を市が造って、県外から来られた出場者の方に筑後川温泉など市内の宿泊施設にお泊まりいただくというふうな内容の発言をされたように記憶をいたしております。そこで、いつ頃までにそういった施設の建設を目指しているのか、また、大きな敷地が必要になるかとも思います。駐車場も兼ねてですね、建設予定地として、どの辺りをお考えになっておられるのか、お答えできる範囲で御答弁願います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 高齢者の生きがいがづくりについて御質問をいただきました。子育て支援もしっかり頑張っておりますが、多くの高齢者の皆さんにお支えいただいておりますので、高齢者福祉、高齢者支援にも力を割いているところでございます。

そういった中で、パークゴルフ場の建設について、その時期と建設予定地の御質問をいただき

ました。現在、うきは市にはパークゴルフ場は皆様も御承知のように、大石分水路内にございまして、面積としては十分な敷地を有しておりますが、問題点として、分水路内にあるということで、平成24年と平成29年に大雨が降りました際、大規模な浸水の被害を受けておりますし、近年では、毎年浸水の被害を受けておまして、広域的な大会の開催や、通常の運営にまで支障を来して、安心してプレーができないというところが問題点となっております。こちらの大石のパークゴルフ場の利用人数は、例年、延べで1万5,000人程度いらっしゃるというふうに伺っておりますし、競技人口としては非常に多い種目ではないかというふうに思っております。参加される年齢層は高齢者が多く、参加者の健康増進につながっているものだと考えております。

御質問のパークゴルフ場の建設時期及び建設予定地についてでございますが、こちらに関しましては、公共施設の統廃合でありますとか、今後、先ほど話題にも上がっておりました小・中学校の再編等もあるかと思えます。そういったものと併せて、まちづくりの中で取り組むべき検討課題として考えております。

人口3万人を切るうきは市で、年間延べ利用者数がこの人口の半数を上回るほどの競技人口のあるパークゴルフでございます。このパークゴルフは、本市においては筑後川温泉近くでやり出した方々が芽吹いてですね、市で楽しんでいただける競技に発展をしましてまいりました。そして現在では、グラウンドゴルフとともに、これまで多くの高齢者の皆さんの健康増進に大きく寄与してきたものだというふうに認識しております。そうした背景ですとか、今、議員の御質問にも触れていただきましたように、筑後川温泉の今後の利活用を踏まえた上で、市内外の高齢者を呼び込み、宿泊や観光と併せてパークゴルフやグラウンドゴルフを楽しんでいただける、そういったスポーツツーリズムの振興にもつなげていければというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 市長からのお話にもありました現在のパークゴルフ場ですね、放水路で地元高見の会の皆さんが運営をされています。地元の方々の御苦労もあって、今、市長が言われたように、利用者も大変多くですね、私も自治協の大会や、あるいは商工会の大会等で楽しませてもらいました。市民の方には大変親しまれている施設だと認識をいたしております。

私がお願いしたいのは、大きな大会ができるという施設にこだわらずに、まずは市民の皆さんに親しみを持っていただけるような施設にしていきたい。そのためには、やはり市民の皆さんが気軽に利用できる場所のところに建設をしていただきたいということでございます。インバウンドも必要でございます。ただ、それだけではなくてですね、市民ファーストを考えた施設になるよう、お願いをいたします。

また、時期については、これは就任されて間もない市長に、さあこれもやれ、あれもやれというのは酷な気もいたしますけれども、自らが発言なされたことであり、それによる信任の部分も

私はあるというふうに思っておりますので、スピード感、スケジュール感を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますが、最後に市長の所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御意見等とともに、叱咤激励もいただいたものだというふうに認識をしております。心を引き締めて取り組んでまいりたいと思っております。

議員御指摘のとおり、高見の会とおっしゃいましたが、多分、西高見の会だと思いますが、皆さんに非常に今、大石分水路内にあるパークゴルフ場の整備から管理まで本当に一生懸命やっただいて、議員の御指摘のとおり、多くの高齢者の皆さんを中心に、市民の皆さんに利活用いただいているパークゴルフ場であるという認識を持っております。ですので、先ほど答弁をさせていただいたとおり、そういったところが毎年水につかるというところはいい状況ではないというふうに認識をしておりますので、そういう面では、議員御指摘のとおり、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、適地等があれば様々な調査を行いながら、議会の皆さんにも御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますし、一方で、必ずしも大きな施設である必要はないという御意見も賜りました。その中で、やはり議会の皆さん、議員の皆さんが一番御承知のことだと思いますが、何かしらの事業を動かすには必ず予算が伴いまして、潤沢に予算があるまちではございませんので、限られた予算をどう有効に使うかということも考えなければならないというふうに思っております。取り急ぎ小さな施設を造ったんだけど、後々計画上大きな用地が空いて、こっちに造ればよかったやないかとか、こっちに造ってくれみたいな話になってもなかなか難しい部分もございまして、スピード感は十分持ちながらですね、そういった少し先行きも考えたことも含めて、先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画でありますとか学校再編事業、そういったものをスピード感を持って行う中で、このパークゴルフ場についても適地を定めて、なるべく早い段階でですね、できればグラウンドゴルフ等も一緒にやっていただける、議員がお求めになられている高齢者に優しい施設、市民の皆さんに触れ合っていただけるような施設に整えてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） よろしく願いをいたします。これはこれで終わらして、最後の項目に入りたいと思います。

公園整備についてでございます。この件につきましては、前高木市長のときに2回ほど一般質問をさせていただきました。最終的には、吉井町域については百年公園をメイン公園としてPFI事業、民間による運営をしていただいております。グランピング等の施設もできているようでございます。浮羽町域については、藤波ダム公園をメイン公園に、御幸自治協議会にその運営を

委託するとのことでした。その後、何の動きもないようですし、また、執行部のほうからも何の説明もございません。御幸自治協のほうからは、委託辞退の申出があったとの話も聞いておりますが、どうなっているのでしょうか。以前の方針と変わりはないのか、現状について伺いますということでございます。

それから、2点目に、市長は、先ほども申しましたけれども、子育てに優しいまちづくりに力を入れておられます。以前実施した子育てに関するアンケート、その調査報告書によりますと、充実を図ってほしい子育て支援の項目では、子供連れでも出かけやすく、楽しめる場所がほしいというのが最も多いという結果が出ております。子育て支援に力を入れるのであればですね、このアンケート結果は決して無視できるものではないと思いますけれども、権藤新市長に代わられての今後の公園設備計画についてお伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 公園整備について、大きく2点御質問いただきましたが、通告書が1点目のみの通告でしたので、2点目は今、御質問いただきましたので、関連もありますので、少し思いも込めて御回答させていただければと思いますが——（1）以外でですかね、藤波ダム公園の——又書き以下が2点目ということで、質問の立てつけ、この1点でよろしいですね。よかったです。分かりました。

ではそういうことですので、その内容でお答えさせていただきますが、藤波ダム公園の運営について、まず御質問の部分でございますが、藤波ダム公園の利活用につきましては、議員も御指摘をいただいたように、様々議会の中でも御討論をいただきながら、前高木市長の答弁内容についても今、議員に触れていただいたところでございます。

そうした中で、平成30年の11月に御幸地区自治協議会と妹川地区自治協議会の連名で「パークゴルフ場建設についての請願」というような形で市議会のほうに提出をされて、なおかつ同時にですね、市のほうにも同様の要望書というように形で提出をされているというふうに認識をいたしております。

その中で、今年度の2月なんですけど、様々これまでの間、議会には請願、本市には要望をいただいておりますので、地域コミュニティー関係ともお話をする中で、直営での運営管理ということが少し前提になりますよというようなお話を申し上げていたところを、本年2月に直営で運営管理するのは少し困難があるということで、両自治協議会の連名で市のほうには取下げの申出を受けているところでございます。これが平成30年に市議会のほうにも請願を出されてありましたので、議会のほうにも何らかの両自治協議会から御連絡があつてるものと私どもも思っておりましたので、市にはそういう書面が来ておりますが、議会のほうにいったかいつてないかは、ちょっと確認ができてなかったところでございます。

そういった状況も踏まえまして、今後の公園整備の計画についてでございますが、大前提としては、次年度、令和7年度以降に公共施設等総合管理計画の見直しを少しずつ着手していこうというふうに思っております。ですので、現段階でどのような今後の新たな計画になるというのは決まっておりませんで、現状は議員の皆さんも御承知の公共施設等総合管理計画にのっとり運用を進めているというところでございます。

一方で、議員が御指摘されているように、うきは市の公園の特徴として、ほとんどが市の周辺部に位置しておりまして、市の中心部にあるものは小規模な施設ばかりとなっております。現在、市民の方々より、市の中心部に児童が遊べるような公園、今、議員から御指摘いただいたような公園を造ってほしいという声があることも十分理解をいたしております。

そういったことも全て含めまして、今後の総合管理計画の中では、現在ある施設を維持するのか、それとも少し手を加えて更新していくのか、もしくは新たに施設を真新しいものを造るのか、そして今あるものを廃止していくのか、こういう4つくらいの選択肢になろうかと思いますが、そういった検討を行っていかねばならないと思っておりますし、その検討の際には、市民の声を伺いながら、子育て世代を中心に、高齢者も含めて、多くの市民の世代の皆さんに御利用いただける公園整備計画を考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ただいま、市長から回答いただきましたので、釈迦に説法的なまどめになるかもしれませんが、この公園についてもですね、私は先ほどのパークゴルフ同様ですね、市民の皆様が利用しやすい、やはり平地に造るべきではないかと一般質問等で発言をいたしました。市長が議員時代に一緒に視察に訪れました豊後高田市も、市の中央部平地に遊具を備えた立派な公園がありまして、皆さん利用をされていたというふうに思います。こういった子育て先進地域と言われている他自治体の例も参考にしながら、市民の皆さんに親しまれるような公園整備に向けて進めたいというふうに思っております。

この公園問題についてはですね、藤波ダム公園の現状を含めて、公園整備については、この後、野鶴議員のほうで質問されるようですので、私はこの辺りでとどめて、最後に、ちょっと市長の私の質問に対する所見を伺って終わりとします。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（榎藤 英樹君） 野鶴議員の質問への前振りもいただきまして大変恐縮ですが、本当今、議員から、るる御指摘をいただいたことは、まさにおっしゃられるとおりだというふうに認識をしておりますし、厚生文教常任委員会で視察に参りました豊後高田市は、本当に平地に遊具を備えた公園、また、芝生のある公園がたくさんあって、さすがに子育て先進地域だなと思わせられるようなまちだったというふうに記憶をしております。

先ほどの質問にも申し上げましたとおり、予算の関係がありますので、全てまねをすることはできないわけですが、市有の土地でそうした土地が空けばですね、そういった活用の仕方でも十分に考えられると思いますし、議会の皆さんもそうやって各地に視察に行かれて知見を蓄積されておられますので、ぜひ議会の皆さんからも建設的な御提言をいただければ、前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） これで、6番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 若干早く終わりましたので、再開は定刻で行きたいと思っております。午後3時から再開をいたします。暫時休憩といたします。

午後2時38分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開をいたします。これが最後の質問になります。

次に、7番、野鶴修議員の発言を許可をいたします。7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり質問いたします。

まず1点目は、うきは市の公園整備等についてであります。

この問題につきましては、先ほど6番、佐藤議員のほうからも質問があつておりましたので、そこと重複する部分があるかと思っておりますけど、その点については御了承いただきたいと思っております。

この問題につきましては、前高木市長のときから質問を行っていた問題であります。内容についても、ほぼ同様の内容であります。しかしながら、今回、権藤市長になりまして、前高木市長とは考え方も施政方針も異なると思っておりますので、改めて質問をさせていただきます。ぜひ権藤市長としての本音の施政方針を御回答いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

（1）子育て世代が住みたくなるまちづくりの中で、児童公園の整備が望まれているということは、権藤市長も十分御承知のとおりだと思います。この件について、新市長としてどのような整備計画を持っているのか。先ほど、令和7年度で見直すというふうな話もありましたけど、どのような計画を持っているのか、また、それに対して市民の声をどのように聞いて反映させていくのか、市長の所見をお尋ねしたいと思います。

なお、ここでいう児童公園といいますのは、児童福祉法に基づく児童公園にとどまるものではなくて、人々の憩いの場とする公園という大きな枠の中で、児童遊園も兼ね備えた公園というこ

とで捉えていただきたく、よろしくお願ひいたします。

(2) ですが、この児童公園の整備について、以前より議会の中で、私や上野議員が2度にわたって前高木市長に質問しております。それは、市役所東側の運動広場、吉井グラウンドですかね、吉井グラウンドを児童公園として整備できないかという質問でありました。

その際に、前高木市長の回答としては、市役所、子育て世代の職員11人から成る子育て世代職員による公園整備検討部会を設置し、検討を重ねた結果として、吉井グラウンドでは面積的に狭く、必要な施設の整備が十分にできないとのことで、ほかの公園も含めて検討を進めていくということでした。確かに公園といってもいろんな公園がありまして、その内容によっては規模も変わってくると思います。しかしながら、本当に吉井グラウンドを児童公園として整備するとした場合、狭いのでしょうか。権藤市長がどんなふうを感じるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

私は、十分に児童公園として整備するにふさわしい広さがあるというふうには個人的には思っております。どのような公園整備をイメージしたのか、そのとき詳しい説明はありませんでしたので分かりませんが、逆にその敷地に見合った施設整備を検討すればできるのではないかと思ひます。新市長としての考えを、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、(3)であります。この吉井グラウンドには隣接して、吉井体育センターも設置されております。この吉井体育センターは1981年建設されまして、既に43年が経過されております。吉井体育センターについては、うきは市公共施設等総合管理計画の中で、屋根全体の老朽化が進んでおり、防水機能の低下により次回の更新は行わず、解体を予定しているが、利用状況を踏まえて検討するというふうにはっきりと書かれております。私としては、この吉井グラウンドが児童公園として整備するに狭いというのであればですね、この吉井体育センターも公園施設の一部として、雨の日でも子供や大人も一緒になって遊べるような施設に建て替えてはどうかというふうには思っております。

体育館として残すというより、様々な機能を持った施設としてこの吉井体育センターを建て替え、天気の良い日も悪い日も、この場所に来れば子供やその家族と一緒に遊んで過ごせるような場所にしたらどうかというふうには考えております。吉井体育センターのそばに現状では駐車場も整備されております。るり色ふるさと館も隣接して整備されております。そんないろんなことを考えてみても、立地的にですね、うきは市の中で児童公園を整備するに一番最適な場所であるというふうには思ひます。そういったところで、そのことを含めて市長のお考えを伺いたいと思ひます。先ほど6番の佐藤議員の中でも、まちの中にある公園ということで市長のほうから若干答弁があつておりましたけど、改めて答弁をお願いしたいと思ひます。

(4) です。公園の整備として、私の前に先ほど言ひました佐藤議員からも出ましたが、藤波

ダム公園の整備をどう考えているのかというふうな話が出ております。また、そのほかの公園整備等について、また、維持管理・運営についてもどう考えているのかということでもあります。

公園整備についてはですね、整備はもとより、その後の維持管理について、多額の費用を要することは御承知のとおりだと思います。そこで、これから先は、やはり吉井百年公園のように、民間の力を借りて公園の活性化を図ることが重要だというふうには思っております。民間活力の導入について、百年公園以外の公園について検討したことがあるのか、権藤市長におかれましては、市長になったばかりであります。そこまでの検討を今になったばかりでできてないと思いますが、今後、検討していく考えがあるのか、そういったところを含めて、市長のお考えを伺いたいと思います。

以上、4点について質問いたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 通告書の内容について、詳細に御説明をいただきながら御質問いただきましたので、非常に分かりやすく4点の質問をいただきました。

1点目でございますが、公園整備の計画と市民の声をどう反映していくのかについての御質問でございます。先ほどの佐藤裕宣議員の答弁と一部重複するところがあるかもしれませんが、御容赦いただければと思っております。

現在、うきは市では、7つの市営公園を保有・管理しておりまして、各公園それぞれの特徴に応じて様々な利用がされているところでございます。議員御指摘いただきましたように、例えば今年、今年度から指定管理として民間活力を導入いたしております吉井百年公園においては、キャンプや流水プール、また、広い敷地を利用したマルシェの開催も行われておりますし、御指摘のとおり宿泊施設としてのグランピングなども整備をされているところでございます。また、調音の滝公園では、主に夏場に多くの利用客が訪れ、プールやそうめん流しなどを楽しんでいただいておりますし、藤波ダム公園では、遊具や広い敷地でのスポーツなどで利用されていることが多うございます。一方で、一部の公園については管理が行き届いてないところや、一部封鎖を余儀なくされ、満足な利用ができていない公園がある現状でもございます。今後、人口が減少する中で、また限られた予算で7つの全ての公園を等しく管理していくことは、なかなか困難なことも想定をすることでございます。

今後、公共施設等総合管理計画の見直しを今、御指摘いただいたように行う予定でございますので、その中において、それぞれの利用状況に応じた、また、先ほど佐藤議員の答弁でも申し上げましたように、内容を充実させる公園、新たに整備をする公園、廃止を検討する公園等の選別が必要になってくるというふうに認識をいたしております。

市としましても、子育て支援に資する公園の必要性については十分に理解をいたしておりますし

て、公園の整備を計画する際には、議員御指摘のように、市民の声を聞くべく市民参加型のワークショップの開催などですね、子育て世代を中心に多くの世代に利用いただける公園整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

個別に様々な今、御質問の中でいただきましたが、私自身の考えをとというようなお話をいただきましたが、おおむね議員が申し述べていただいた、そして議員がお持ちになられている方向性とベクトルは同じ方向を向いているというような認識でおります。やはり平地部で、それも町なか公園と言われるようなものが一定整備されるのが、今後にとって望ましいのではないかとというような見解を持っておりますが、今申し述べたとおり、しっかりとした総合管理計画の中で、予算も伴いながら堅実な計画が進められることが肝要だと思っておりますので、そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の、市役所東側の運動広場公園整備、3点目の、吉井体育センター体育館の建て替えと併せた施設整備、こちらについては関連がございますので、一括して回答をさせていただきます。

御質問をいただいております吉井体育センターグラウンドについてですが、議員から御指摘をいただきましたように、令和3年1月8日に公園整備に関わる会議が行われ、その後に議員からお話いただきました、子育て世代職員を委員とする「子育て世代職員による公園整備検討部会」、こちらのほうにおいて、グラウンドの公園化について議論が重ねられてきたところでございます。市民アンケートで希望されている公園が具体的にはどのようなものなのか部会で意見を求め、様々な情報を集めた結果、近くに食事や買物ができる施設もある、子供たちが安心して終日遊べる公園が望まれているというような見解に達しているところでございます。

そうした中で、吉井体育センターグラウンドの面積は、芝生エリアや遊具エリア、イベント広場、遊歩道などが整備された公園、先ほどの部会で検討されたような公園ですね、そういった施設を全て有するには少し狭く、終日子供が遊べるような施設の広さは取れないという見解が高木前市長から示されたものだと思っております。

あわせまして、現在の吉井体育センターグラウンドの利用頻度が高く、平日は散歩される方やキャッチボールを楽しむ親子、また、サッカーを楽しむ小・中学生、グラウンドゴルフを楽しむ高齢者の皆さんに御利用いただいております、土日等にはヤングラガーズの子供たちが練習に利用したり、また、ルリー口福岡の選手も現状芝地がございますので、あそこは草地でございますので、そういったところで一部練習をしているというふうにも伺っております。また、体育館においても、ほぼ毎日スポーツ協会の各部が利用されている現状でございます。

そうしたことを鑑みまして、今、議員から御意見をいただきました、グラウンドと体育館を併せて整備してはどうかという、非常に建設的な意見で、内容もすばらしい意見だというふう

け止めておりますが、子供から高齢者までが日常的に現状で利用している状態を考慮して、現段階においては、この場所において新たな公園の整備ということは考えていないところでございます。しかしながら、先ほど申し上げました今後の公共施設等総合管理計画の見直し、こちらを行う際には、今いただいた御意見をしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、4点目の、公園整備の管理・運営、民間活力の導入についての御質問でございますが、公園整備また管理運営については、議員が御指摘をいただいたように、非常にお金のかかる部分でもございます。そういったところに民間の活力を導入してはどうかということは非常に重要なことでありますし、市有施設における民間活力の導入は検討に値するものだと考えております。

また、議員から、就任間もなくでまだいろいろと大変だろうという御配慮を賜りましたが、現在、関係部署とも連携をしながら、関係部署において、皆さんも聞き慣れたるかもしれませんが、いわゆるPFIですね、皆さんに一番耳なじみが多いのはPark-PFIという都市公園の整備にPFIの手法を使うということだと思っておりますが、いわゆる公共施設の建設、維持管理・運営などに民間の資金や経営能力、また、技術活力を活用する手法ですね、プライベート・ファイナンス・イニシアチブでPFIなんです、こういったものの勉強会でありますとか、もう一つ、私どもの中で考えてるのはPPPですね、パブリック・プライベート・パートナーシップのほうですが、行政機関と民間が連携をして公共施設の建設や維持管理を行うというような少し似ているようで異なるものなんです、そういった手法がございます。こういったものの勉強会を行いながら、しっかりと内容を検討した上で、この公園についてもPark-PFIの導入を模索しているところでございます。

また、議員も御承知のとおり、近隣では福岡市内の明治公園でありますとか、あとは今後については大濠公園やそういったところもPark-PFIを検討されているようでございますので、そういったところの効果や課題等もしっかりと情報共有をし、効果検証をしながらですね、また、今、吉井百年公園で行っております事業等についても効果検証を進めながら、民間活力の導入が有効かどうか判断をして、有効であれば積極的に検討していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 順番を追って、再度質問していきたいと思っております。

まず、先ほど言われました、11人の子育て世代職員によります検討部会の関係でありますけど、その吉井体育センターグラウンドが非常に狭いというふうなことが、その中でいろいろ調査検討した結果、出たということですけど、やはりこの吉井子育て世代職員による公園整備検討委員会での調査検討結果が出てから、もう既に3年が経過しております。権藤市長におかれましては、まだ3年と言っても前高木市長のときですから、直接は経過してないわけでありまして、やっぱりその中で、その職員で検討した内容だけで進んでいくというのは、そんなふうには思っ

ておりません。先ほど言いましたように、令和7年度総合計画を見直すということであればですね、やっぱり早急にこの児童公園については、やっぱり町なかで造ってほしいという声が非常に大きいものがあるかと思しますので、そういった市民の声を反映させるような、そういった検討部会をやっぱり令和7年度に向けて立ち上げを、ぜひともお願いしたいというふうに思っております。

先ほどいろんな議員が質問される中で、やっぱりスピード感を持って対処していくと。あれもせろ、これもせろというのは非常に無理なことかと思えますけど、やっぱりこの市民の声を聞くべきそういった検討部会、職員だけの部分ではなくて、いろんな考え方を持っている市民がいるかと思えます。先ほど言うように、遊具を置いてちょっとした芝生であれば、この吉井体育センターグラウンドが広いか狭いかと。十分な広さがあるかと思えますし、横にはテニスコートの部分の使っていない部分等もあります。だからそういった部分まで含めて考えたらですね、決して狭いというふうには思いませんので、やっぱりそこら辺も含めて、もっと幅広い声を聞きながら検討していただきたいというふうに思っております。

先ほど非常に利用者が多いということで、ヤングラガーズとかそういったのも使っているということですが、ラグビー関係については、そういった部分も含めて去年の段階で、東校跡地のグラウンド、そちらのほうをルリーロとかそういった関係者にも開放して使うというふうな話も出て、旧東高校のグラウンドをルリーロ福岡のほうに無償提供するということが決定されたと思えますので、やっぱりそういった部分との話し合いをうまく進めて、そしてそこを公園として進めていけるような、ぜひともそういうふうな取組をお願いしたいというふうに思っておりますけど、再度そこら辺についてどうお考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 吉井体育センターの利活用について、再度様々な知見から御質問や御要望、御意見をいただいたというふうに認識をしております。

議員がおっしゃられるように、本当に市役所にも隣接をしております、町なか公園には適地であるというふうな認識は持っております。一方で、高木前市長がおっしゃられていた、様々なものを有する本格的な総合公園みたいなものを造ろうとするには、少し手狭であるというような認識も同時に持ち合わせているところです。

議員から御指摘をいただきました、また、前に佐藤議員からも御指摘をいただいたように、やはりこのまちの皆さんが、どういった公園や施設を求めておられるのか、再度何らかの形で意見等をしっかりお伺いをしながら、そういった声を反映していかなければならないというような認識であります。

ですので、先ほど申し上げましたように、市民参加型のワークショップでありますとか、あと

は子育て世代の親御さん方が集まるような場所での意見交換やワークショップの開催ですね、また、当然先ほど御説明しましたように、広く市民に御利用いただきたいと思っておりますので、高齢者の皆さんや地域の皆さんの声も聞かないといけないのかなというふうに思っております。そういったところを全て含めた中で、どういった施設が求められる公園の像なのかというのを見定めていきたいというふうに思いますし、議員が御指摘のように、スピード感を持って取組を行っていききたいと思っております。

あと、議員から先ほど来、吉井体育センターがそういった意味で適地だという御指摘をいただいて、私もそのような認識を持っているというお話をしたんですが、一方でですね、これは佐藤議員の御質問にお答えしたまちづくりという観点から見るとですね、御承知のとおり、特に野鶴議員は浮羽町域にお住まいですので、十二分に私よりも理解をされていると思っておりますが、今、浮羽町域のほうが子育て人口であるとか子供の数が大幅に減っている状況でございます。そういった浮羽町域の今後の活性化にてこ入れをするというふうに考えれば、今何もかもがそろっているこの吉井体育センター周辺にそろっているのを、吉井体育センターを公園化していくのも1つの手なんですが、浮羽町域でそういった市の土地等が確保ができればですね、そういった浮羽町域の町なかに公園を造ることで、浮羽町域全体の地域浮揚につながる、そういった効果も見込めると思っておりますので、そういった少し幅広い観点から、この町なかの公園について整備の検討を進めたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今、浮羽町域のこともいろいろ心配されて回答いただいたんですけど、そちらの件については、また別個提案をしたい部分がありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今出ました、確かに総合的な公園を造るにはちょっと手狭ではないかなというふうな話もありましたけど、先ほど私が（3）のほうで関連するんですけど、この吉井体育センター、非常に今、体協のスポーツ関係の方も利用されてあるというふうな話ですけど、ここがもうやっぱり1981年ですので43年経過しておりますし、非常に雨漏りというか、屋根の老朽化が進んでいると。もう前々からそこは早く建て替えたらどうかというふうな話も出ております。だからそこを公園の施設の一部というふうな捉え方、要するに、体育館という捉え方ではなくて、その公園の多様な機能を持ったということで先ほど言いましたけど、例えばの例で言えば、今コマースでチョコザップというのが、ライザップの下にチョコザップという形で非常に紹介されております。あそこは気軽にふだん着でトレーニングにも行ける、インドアのゴルフ練習できるところもある、さらにはカラオケもある、それにドリンクバーも設置すると、やり方によってはですね、そういうふうなこれはもう当然民間がやってることですから、そういった民間のノウハウを

利用して、そして吉井体育センターそのものをですね、そういったチョコザップとか、そして子供用にはボルダリングを造るとか、いろんな体育館として利用するのではなくて、公園に来て、そこでまたこういった遊びもできますよというふうなそういう何か多様な機能を持った施設に建て替えができないのかなと。そして、それを公園の一部としてやっぱり利用してもらおう。そうすれば、いろんな家族が来られても、雨の日とかでもそちらのほうの施設を利用してもらおうし、晴れた日には芝生で遊んでもらうと、そういうふうに考えていけば、もっと利用価値が増えるんじゃないかなと。総合的に体育センターグラウンドと体育センターを、もう別々じゃなくて一体としての公園というふうに考えればですね、十分そこでもいいのかなと。

先ほど、浮羽のほうでもっと活性化を図りたいということでありました。それはどうしましうかね、後でまた別に質問したいと思いますので、今の部分について回答いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 吉井体育センターの利活用について、また御意見を賜ったところでございます。体育館につきましては、議員御指摘のとおり、もうかなりの老朽化が進んでおりまして、議員の皆様も御承知のとおり、現在発効しております公共施設等総合管理計画の中でも、議員から御指摘をいただいたように、もうあの施設については、今後、壊すなりなんなりというようなことで、継続的に利用できるような施設ではないんだというふうなうたわれていたというふうな認識をしております。

ですので、安全面等も考えた上で、しっかりと検討していかないといけないと思っておりますし、様々かなり具体的に御提案をいただきましたので、その具体的な御提案も今後、検討材料の1つにさせていただきたいと思っておりますし、具体的な御提案の中で、体育館も利活用したところになってきたときに、やっぱりどうしてもその体育館を利活用するがゆえに、広く取れないというようなこととかもですね、今後懸念をされると思っております。

あの体育館の後ろにはですね、議員も御承知のとおり、市有地としては旧若葉保育園の跡地等もありますので、例えばそこを総合的に議員がおっしゃるように、もう目いっぱい公園として活用しようというところになったときには、逆に今の体育館の建物を外枠だけでも残すといびつな形になってしまったりですね、なかなか活用が難しかったりということも懸念されますので、そういった総合的視座から見てですね、様々検討させていただきたいと思っております。今回いただいた意見は、しっかりと今後につなげてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ぜひともそういった部分についてですね、やっぱり幅広い観点で、そして民間をどう活用していくかと、その中に当然民間の知恵、ノウハウを入れて検討を行って

いただきたいと思います。

それで、(4)と関連してきますけど、先ほど、浮羽のほうでの公園整備ということで、実は今日、先ほど6番議員の佐藤議員のほうから出ておりましたパークゴルフ場、要するに大石放水路においてはパークゴルフ場が今ありますけど、以前にも私、前高木市長のときにも質問したんですけど、スケートパーク。今、非常にオリンピック等で若い中学生とか高校生の子供たちがオリンピックに出場してスケートボードでの優勝とか、そういうので非常にやっぱりスケートパーク、これが多分まだあと何年か続くんじゃないかなというふうにも言われております。

そういった意味において、このうきは市にもスケートパークを整備したらどうかということをお私、以前、前高木市長には要望を出しております。今、大石放水路のほうを見てみますと、筑後川温泉病院、あそこのすぐ前のその放水路がですね、筑後川工事事務所のほうがさらに舗装の部分を増やして、非常に広くコンクリートの部分が出ております。大体横幅で十二、三メートル、縦にするともう100メートル近くありますけど、駐車場との関連もありますから50メートルは十分それでも取れます。そういった部分で舗装されておりますし、もう少し幅が狭ければ、市のほうで工事事務所のほうと協議して、そこをちょっと広めてもらって、そしてそこをやっぱり中高生が集まるような場所として、そのスケートパークとして整備ができないかというふうにも考えております。

私が2年前に前高木市長に提案したときは、福岡県内では19か所このスケートパークというのがありましたけど、今日質問する前にネットのほうで調べましたら、今現在、県内では32か所のスケートパークが出ております。その整備内容についても様々でありますけど、本格的なものもあれば、コンクリートの敷地に少しばかりの起伏を設けたものとか、そういったものもあります。本格的な皆さんがぱっとイメージするような、そういったものを整備してくださいと言ってるわけではありません。県内で言えばですね、飯塚市河川敷スケートボード広場とか、遠賀川河川敷市民グラウンド中間市スケートボード場、それに吉富町山国川緑地ローラースケート場とか、宇美町スケートパーク場、これをネットで見ますと大体コンクリートにちょっと毛が生えた、河川敷を利用してますので、多分状況としては大石放水路と一緒にじゃないかなというふうな気がしております。

私がここを見に行ったときも、高校生2人くらいがそこで練習しておりました。そこはまだコンクリただけですけど、やっぱりそこで一生懸命スケボーの練習をしておりました。だからやっぱりそういった意味で、ちょっとしたそういうものをきちんとそういった整備をしてやって、それをネット等で広く紹介すればですね、子供たちがそこでまた集まってくるし、うきはは何もないということじゃなくて、うきははそういったものもあるよと。そういうのができれば、当然筑後川温泉の活性化とか、そういうのもつながっていくんじゃないかなというふうな気がしてお

ります。そういった部分もですね、もうこれは意外と簡単にできるんじゃないかなって思いますし、そういった部分で、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。そこら辺について、ちょっと市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 民間の活力の活用と、また、具体的なスケートパークの御提案をいただいたところでございます。スケートパークは初めて伺いましたので、そういうお考えがあったのかというふうに思っているところですが、民間の活力につきましては、議員からも今回一般質問で様々御指摘をいただきましたので、そういったこともしっかり踏まえて検討していきたいというふうに思っていますし、議員が少しチョコザップについて触れていただきましたが、そういったいわゆる体を鍛えたりですね、様々利活用いただくところの施設、いわゆる健康増進につながるような施設、現在うきはアリーナの中にもトレーニング施設はございますが、そういったところをいかに活用していくかというのは、少し課題認識を持っております。

今日午前中に岩淵議員から御質問をいただきました医療費の適正化というところは、健康寿命の増進というところにも深く関連するものだと思っておりますので、若い頃からしっかりそういうものになじんでいただく、また、高齢者の皆さんに気軽に御利用いただくことで、皆さんに生き生きとこのまちで長く生活をしていただける、そういったことにも寄与できると思っておりますので、少し今日いただいた御意見を含めて、研究をさせていただきたいと思っております。

スケートパークについては、高木前市長の見解については私はあんまり詳しくは分からないんですが、今、御指摘をいただいた飯塚や中間のほうでも遠賀川の河川敷を利用したところがあるということですので、少し建設課等とも研究をしてみたいとは思っております。

一方で、こういった施設を様々整備するときに、野鶴議員は職員の経験もございますので、釈迦に説法かもしれませんが、やはり市内でどれくらいの方に利用いただけるのか、また、市外も含めた競技人口的なものもございます。佐藤裕宣議員の御質問にもありましたように、パークゴルフが例えば年間延べ人数で1万5,000人も利用いただくということであれば、何らかやり場所について考えていかなければというような思いも強くするところですが、このスケートとかですね、あと様々ボルダリングのお話もありましたが、そういったところが、例えば、うきは市内の子供たちとかでどれくらいの求める声があるのかというのも、今日、竹永議員の質問にも答えましたように、今、子供たちと給食を食べる機会もありますので、そういったところで少し聞きながら、私なりに少し研究調査をしてみたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今、大石放水路のスケートパークの話をしましたけど、なぜ今ここで出したかといいますのは、今あそこが国が進めておりますかわまちづくりのモデル地区とい

うような形で、いろんな取組がなされている。多分、今回舗装されたのも、寿橋の下も全部いろいろコンクリートとかでされてますので、あそこでも壁打ちじゃないですけど、テニスの壁打ちとか野球の練習とか、子供が来てキャッチボールしたりとか、いろんなことをやっております。だからそういった部分からいけば、まさしくそこにスケートパークを造るというのも、ちょっとかわまちづくりを推進する意味でもできるんじゃないかなというふうな気がしておりましたので、ぜひとも筑後河川工事事務所のほうとも話をさせていただいて、有効活用を検討してもらいたいというふうに思っております。

それと、先ほどちょっとチョコザップの話、今市長の回答からありましたので、もう少し付け加えさせていただきますと、やっぱり総合体育館アリーナのほうについてのトレーニングジムというと、やっぱり俗に言うライザップ、本格的なトレーニングというような感じになってきますと。それからいけば、お年寄りが気軽に行ける、そして日頃から健康づくりに親しんでもらうと、そういう部分でいけば、そういったチョコザップ的な要素を持ったのが一番いいんじゃないかと。ところが、やっぱりああいいう民間が経営するやつは、人口の少ないところにはどうしても出てきません。チョコザップも一番近いところで久留米にしかありません。だからそういったことを考えたときに、民間が手を出さないところに公共のほうが出して、ただ、運営等についてはやっぱり民間にやってもらうなり、いろんな考えがあるかと思っておりますので、ぜひともそういった部分を含めて進めていただきたいと。これは一応要望になりますけど、お願いしたいと思っております。

それと、時間もちょっと経過しております。公園の関係です。藤波公園の話が、先ほど6番、佐藤議員から出ておりました。この前、草刈のボランティアがありましたけど、あそこの公園については、グラウンドも含めて藤波ダム公園だというふうに思っております。そこに野球の練習をするネットがグラウンドに幾つも置かれておりました。聞くところによると、あそこを野球の練習に貸しているような話ですけど、公園というのは、誰でもが気軽に行けるのが公園であります。だからそういった藤波ダム公園の在り方について、先ほど佐藤議員が質問されたのも、そういった部分を含めて、やっぱり公園としての在り方というのがあるかと思っておりますけど、そこら辺についてはどんなふうに藤波ダムの管理が今現在なされているのか、グラウンドはどういうふうになっているのか、その点ちょっと疑問に思いましたのでお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御質問いただきました藤浪ダムの管理についてですが、もう議員も御承知のとおり、公共施設等総合管理計画ですね、あとは管理に関わる様々なルール等を用いて適切に管理をしているところでございます。

あと、御指摘をいただきましたグラウンドについては、議会の皆様も御懸念をいただいております東校跡地を使っておりました浮羽ボーイズの皆さんが練習する場所の代替用地ではないで

すけども、そういった形で今週末のみというふうに聞いておりますが、野球を練習する場所としてお貸しをしているという状況でございます。ですので野球の機材等が一部目に留まられたのも、そういった部分ではないかなというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 藤波ダム公園の関係につきまして、逆に言えば、週末のみ今ボーイズのほうに貸しているということであって、藤波ダム公園とかに遊びに来る人たちも、極端に言えば、週末が多いと思うんですよ。土日でない、なかなか平日ではあそこの藤波ダム公園まで親と一緒に連れてこない、なかなか来れない。そういった中で、子供たちが遊びたいけど野球の練習していくというならば、あのグラウンド自体はもう公園ではないというふうな位置づけになってしまうかと思えます。だからそういった部分も含めてですね、きちんとグラウンドとしてするのか、先ほど話としては御幸自治協のほうから、当初はパークゴルフ場の話も出てたと思いますけど、それが流れたというふうな話も聞いております。そういったことについて、令和7年度でもう一回見直すということでもありますので、そういった点も含めて、きちんと見直しを図ってほしいと。

さらに言えばですね、ボーイズの問題については、東校とのグラウンド借用の問題で、いろいろもめました。やっぱり専用に貸してしまうとですね、さあそこを違うことに使いますから、そこを出ていってくださいとなったら、また同じような問題、議会でもあれだけ再三いろんな意見が出されましたように、またそういった問題が出てくるかと思えます。今どういった形で使用させているのか分かりませんが、きちんとした契約を取って、言うたらもう有無を言わずに出ていってくださいというふうになっているものなのか、何の話もなかって、またいきなり出て行けというふうになるのか、そういった懸念もあるわけですので、ぜひともそこら辺については、きちんとやっぱり公園としての整備ということを考えてですね、使用目的等の問題も含めて、ぜひともやっていただきたいと思えます。最後に、ちょっと一言だけお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 議員御指摘のとおりだと思っております。私も認識を同じくしております。

先ほど申し上げました、ボーイズが利用しているという部分は、もちろん書面で契約を取りまして、これまでの東校跡地とかの今、議員から御指摘、御懸念をいただいた部分も十二分に生かしながら、1か月ごとに契約を更新するような形でお貸しをするというような形になっております。そして当然、球技として御利用いただくわけですので、様々な条件をつけて、その内容について十二分に御理解をいただいた上で御利用いただいているという形になっておりますので、これまでの東校跡地に関連した、議員が御懸念をいただいているような経験もしっかりと踏まえた形で、

今、代替地としてなかなか広い土地が見つからないということは議会の皆様からも御指摘を十二分にいただいてたところでございますので、代替措置的などところで取り扱っているところがございます。今後につきましては、議員が御指摘のとおり、公共施設等総合管理計画をしっかりと立てつけていく中で考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ただいま、市長の答弁を聞きまして、ちょっと安心したところがあります。ぜひとも同じようなことを繰り返さないということが重要かと思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間が経過しましたので、2点目の質問に入りたいと思ひます。

2点目につきましては、今議会の中で機構改革案が提案され、どちらかといえば先を越された感がありますが、一応質問させていただきたいと思ひます。

1つ目は、権藤市長になられまして、市長の思う市政を実現するに当たっては、現状の課や係のままではできない部分というのが多々あるかと思ひます。そういった意味では、来年度に向けて各課・係の業務について、具体的に見直しや検討を行っているのかということでもあります。今議会に提案されましたので、そのことと関連することになるかと思ひますが、よろしく回答のほうをお願いいたします。

2点目ですけど、現在職員においては業務が多く、対応し切れてない業務が多いというふうに感じております。今後の業務や職員の負担を考えて組織の再編を行ったほうがいいと思うが、その点についても、併せて市長のお考えを伺いたいと思ひます。

また、組織の再編を今、係の検討等も行っているというふうには聞いております。そういった部分でやるのであればですね、やっぱり市民に分かりやすい係名、こういった部分への変更もですね、その係だけを動かすのではなくて、やっぱり係名の変更等も併せてお願ひしたいと思ひます。以上の点について、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 各課、係の業務の見直しと機構改革について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、来年度に向けての課・係の業務の検討についての御質問ですが、議員からおっしゃっていただいたように、新たにうきは市長に就任をいたしまして、これまでの間、市政を担わせていただく中で、市の組織機構の在り方についても様々な視点から考えてまいったところがございます。そのような中において、私自身が思い描くうきは市政の実現に向けて、現行の組織体制を見直し、さらに充実させる必要があると考えているところがございます。

議員から申しいただきましたように、今回の議会におきまして、効果的・効率的な「まちづ

くり施策の展開」に向けた「政策の統括調整部門」、こちらのほうを設置することによる政策立案と社会実装力の強化を行いたいというふうに考えております。また、現在市が抱えている課題解決のため、行政組織条例の一部を改正する条例案を今回の議会で提出をさせていただいているところでございます。

2点目の、今後の業務や職員の負担、また、市民に分かりやすい係名の変更についての御質問でございますが、現在の急速な社会情勢の変化に伴い、市役所が担うべき業務の種類や内容も変化をし、求められる業務も多岐にわたるようになった結果、職員数が不足をし、兼務などが発生する状態になっていると認識をしております。

この課題解決に当たり、昨年度から職員数の増員を図り、兼務などが発生しにくい組織体制の実現に向けて対応を行っているところでございます。引き続き、私の市政運営のほうになりましたら、令和6年度の今年度行う採用ですね、こちらについても今進めているところでございますが、組織体制の整備を考慮しながら、しっかりと人員確保を行っていくところでございます。今後につきましても、市政全般の課題について総合的な見地から検証を行いながら、市民の皆さんに分かりやすく、適切なサービスを効率的に提供するため、課・係の名称変更も含めた組織の見直しについて、今回の条例の改正案の提案にとどまらず、今後も継続的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 力強い御回答ありがとうございました。ぜひともやっぱり市長は市長なりにやりやすい体制づくりはぜひともやっていただいていたいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、その中において、ちょっと私のほうからお願いというか要望がありまして、まず一番見えて思ひるのは、1係1名、要するに係長のみとか、そういった係はぜひともつくってほしくないなと。例えば、その人が代われれば、異動があれば、その係の業務というのは、もうその人しか分からないというようなとか、休んだり、やっぱり働き方改革でいろんな休みとか、そういったのも出てきますので、できたら係については複数体制、1係長2名以上の職員配置というふうなそういった形での係の編成というのを、ぜひとも御検討していただきたいというふうに思ひております。

今年の4月からやったですかね、子ども・子育て支援係のほう統合されて、結局体制として係としては1つというかそんな形になって、いろんなことが対応できるようにと、まさしくそれだと思ひますよ。だから、一つ一つ業務を細かく分けて係を幾つもつくるのではなくて、やっぱりある程度統合して、そしてその中で責任者2人おつてもいいじゃないですか。その中で誰が例えば欠員になつても、ほかの人が対応できると、ぜひともそういうふうなことをやっぱり頭の中

に入れて係の編成とかをお願いしたいと思えますけど、その辺について、市長の考えをお願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御意見ありがとうございます。まさに議員がおっしゃられる部分は、私も思っているところがございます。1係1名で係長1名だけというのは、なかなかこれまでも市政運営の中で見てきた中でも難しいなというところを思っているところがございます。

そういった中で、私が就任する前ですが、高木前市長の時代の最後にですね、今、議員から御指摘をいただいた、1つの係で係長2名体制で、あと複数名の係員で構成する係が今御指摘いただいた子育て支援係と、あと市民生活課の生活環境係のほうで取り組んでいるところがございます。今こうした係の皆さんを中心に、市の職員の皆さんに内部でアンケート等も取っておりまして、効果検証を進めているところがございます。これが働きやすいであるとか、また、様々な副次的ないい効果を生むということであれば、こういった体制を今後も組織改編のときに積極的に進めていきたいというふうに考えております。

一方で、2係長を置いたにもかかわらずですね、2つの係が統合した関係で、やはりどうしても前任の仕事を引き継いで、こちらの係長はこちらのお仕事为主、こちらの係長こちらの仕事为主で、どっちないとい少し分からない部分があるといった独自に仕事がついてしまうような部分もありますので、そういったところをどううまく解消していくか。議員がおっしゃられるように、係内全体でみんなで仕事が共有できるような、そういうような体制構築は今後もしっかりと検討してまいりたいと思えます。

あと、名称について少し触れていただきましたので、前回の議会で高木亜希子議員のほうからも、名称だけでなかなか担務が分かりにくい係があるということで、今回の組織改正の中でもそこを全て解決できたとは思ってございません。ですので、先ほど申し上げましたように、今後も様々ないただいた御意見を生かしながら、市民の皆さんにより分かりやすい係・課の名称について考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） いろんなことをしていく中で、すぐに改善されるというふうには思っておりません。だからやっぱりそういったものをただやっけていきながら、よりよい方向にやっぱり改善していったらいいというふうに思っていますので、ぜひとも今、権藤市長のほうから回答いただきましたそういった部分について、十分なる検討をやっぱり行って進めていったらいいと思えます。

それと名称の関係でございますけど、毎回言っておりますコンシェルジュ係とか、こういうのって本当に市民にとって分かりづらい係、最初のときから言ってるんですけど、前高木市長のと

きにもその問題言いました。ただ、そのときの回答がですね、これはフランス語由来の英語、コンシェルジュ、総合世話係、あらゆる要望に応えられることが定義で、もともと浮羽市民課は総合的な窓口であるので、やっぱり難しい言葉かもしれませんが、それを自分自身が調べて、そしてそれを意識して市民サービスに当たっていただきたいと。これはまさしくその職員向けの回答であって、市民にとって、一々そんな調べてまでコンシェルジュ係って何だろうって調べてまで聞く人はおりませんので、やっぱりそういった部分で、市民の人が聞いたら、多分このことはそこに聞けばすぐ分かるなというような、ぜひともやっぱりそういった名称を全部が全部変えるというわけではございませんけど、やっぱりそういったなるべく横文字は減らして、高齢者の多いうきは市でありますので、誰でもが分かりやすい、そういった部分をぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それと、もう一点ですけど、それぞれの業務につきまして、以前から高木前市長については、スクラップアンドビルドということをよく言うておりました。スクラップ——要するに係の業務とか職員の業務が非常にやっぱり多様化してきて、業務がどんどん増えてきているということも言うてきております。

そういった中で、やっぱりスクラップアンドビルドということを前高木市長も言うてきましたけど、私たちが外から見て感じるには、そのスクラップがなかなかできてない。非常にやりづらいいと思います。今までやってきたことを急にやめていかないかん。それでまたこういう新しい業務をしていくということで、そのやめるということに関しては、やっぱり市民サービスの低下にならんかというふうな批判もあるかと思って非常に難しい部分もあるかと思っておりますけど、やっぱりある程度そういったことをきちんと業務の見直しを毎年でもやっぱり図っていきながら、そして職員と協議しながら、この部分はもうやめていこうと。今、私たちがいろいろ見る中でも、あれはする必要ねえんじゃねかなと思うようなのが幾つかあります。なかなかここでは言いづらいいんですけど。だからそういった意味において、スクラップアンドビルドということもこの今回の機構改革に併せて一緒に見直しをぜひとも行っていただきたいと思っております。最後に、市長の回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 様々な視点からですね、建設的な御意見をいただきまして、非常にありがたいというふうに思っております。

まず、名称についてですが、私は全くヨーロッパのほうも分かりませんし、こだわりも全くございませんので、平易な日本語で市民の皆さんに分かりやすい課名、係名をつけられればというふうに思っておりますし、今後もそのような思いで検討をしてまいりたいというふうに思っております。

あと2点目の、スクラップアンドビルドについて触れていただきましたが、まさに議員おっしゃるとおりだと思っております。職員の数は、先ほど回答しましたように、令和5年度、令和6年度と多く採用しておりますが、当然市の財政を伴うものでございます。また、御承知のとおり、今回も人事院勧告がありまして、民間の企業に合わせるといううたい文句でですね、かなり大幅にパーセンテージ上がったところでございます。

やはりこの一地方自治体が担える金額がなかなかどんどん難しい状況になってきているというふうに認識をしておりますので、その限られた職員数の中で、やはり議員が御指摘されるように、これまでは有効に利用すべき課・係だったけども、1つ役目を終えたかなという課や係ですね、逆に、今回新設するように新たに様々担っていただければならない課や係というのが出てくる。時代の変遷に合わせて、また、市民の生活の変わり方によって当然変化すべきものだと思っておりますので、ここら辺についても十分に検討していきたいと思っておりますし、この場ではなかなか言えないと議員おっしゃられてましたので、別の機会にでもいろいろ御知見を賜ればというふうに思っております。

最後になりますが、人材登用に当たってですね、今純粹に正規職員を増やしていくということも真剣に考えているんですが、一方でですね、今、総務省などを中心として、外部人材をしっかりと市の中で活躍いただけるような、もう議員の皆さんも御承知のような地域おこし協力隊ですね、そういったものでありますとか、地域活性化企業人制度など、様々交付税措置をしていただけるような外部人材の市役所内での活躍の場というのもつくれるようになっておりますので、今は各課に対して自分の業務に対して、そういった人材が取れるんじゃないですか、必要じゃないですかということを管理職のほうにも申し伝えておりますので、そういったものもしっかり活用しながら、外部の人脈や情報もしっかり取れる、これからはふさわしい市役所づくりに今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ぜひともやっぱりそういった部分について、十分職員との議論を交わしていただきながら、職員の今現状がどうであるのかということをやっぱり市長として把握していただきたいというふうに思います。そのことを最後をお願いをしまして、私の一般質問のほうをこれで終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

御連絡を申し上げます。明日12月10日は、午前9時から一般質問を行います。明日は、究真館高校の生徒たちが傍聴におみえになります。そういうことでございますので、よろしくお願

いを申し上げます。

以上でございます。

本日はこれで散会をいたします。

○記録係長（宮崎 恵君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 3 時58分散会
